

平成29年 6 月12日 第 2 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第 2 日)			
出席議員 (10名)	1 番 向 井 正	2 番 吉 田 豊	3 番 田 中 静 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 漆 原 悦 子	6 番 井 上 正 宣
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 原 田 希
	10 番 寺 崎 太 彦		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教育長職務代理者 時 津 昌 昭	会 計 管 理 者 岡 義 行	
	総 務 課 長 江 崎 文 男	まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲	
	財 政 課 長 高 島 浩 介	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	住 民 課 長 福 島 敬 彦	
	健康福祉課長 河 上 昌 弘	税 務 課 長 坂 井 忠 明	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 矢動丸 栄 二	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成29年6月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	3番 田中静雄	1. 学校給食費の滞納は 2. ふるさと納税について 3. 副町長としての抱負について 4. 交通安全対策
2	8番 大川隆城	1. セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の人に対する理解を深める取組みが必要ではないか 2. 小・中学校校舎の全面的なトイレ改修を急ぐべきではないか 3. 鎮西山周辺整備について 4. 米倉文庫の取扱いについて 5. 切通交差点改良について
3	1番 向井 正	1. 公共交通について 2. 空き家対策について 3. 鎮西山の環境整備について 4. 採択された請願の取り扱いについて
4	4番 碓 勝征	1. ふるさと納税について 2. 耐震診断等について 3. 道路改修等について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま武廣町長から、6月9日の町長行政報告の一部を訂正したいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。6月9日の行政報告につきまして、訂正の申し出に対する許可をいただきまして、まことにありがとうございます。

早速ですが、3ページをごらんください。

財政課のくだりの中で、下から2行目の「5月1日」と申し上げておりましたが、正しくは「5月10日」でございます。

また、4ページの住民課の下から5行目の「1年間」と申しておったところがございますが、正しくは「1カ月」でございます。

7ページの税務課の上から5行目の「2,967名」と申しておりましたが、正しくは「29,670千円」でございます。

11ページの文化課の上から7行目と10行目の「埋蔵林」というふうに申しておりますけれども、正しくは「埋没林」でございます。

以上、4カ所も読み間違いで、また自覚なく、議員の方々からの御指摘によって気づきまして、大変申しわけなく思っております。ゆっくり、しっかりこの行政報告をちゃんとお伝えするという視点を欠いていたというふうに思いますので、今後、十分気をつけながら行政報告させていただきたいと思っておりますし、貴重な審議の時間を割いてこのような時間をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

武廣町長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。武廣町長からの発言の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、3番田中静雄君よりお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

皆さんおはようございます。先ほど議長のほうからお許しを得まして、通告書に従って、

大きく分けて4項目の質問をしたいと思います。

まず1番目に、学校給食の滞納はということで、これは今年の2月にも議会で滞納問題について質問をいたしました。

それで、質問要旨1番として、平成27年、28年度の小、中学校給食費の滞納問題はどうか。それと(2)、平成29年度、今年度4月以降の滞納はないのか、どうなっているのかということで、これは同時進行でお願いいたします。

質問事項2番目、ふるさと納税について。

このふるさと納税については、私は以前から、ふるさと納税、どうも商業主義に走っているんじゃないかということ、それと、いろんな広告合戦というか、非常に商業主義に走っているんじゃないかということで暗に警告を発したわけでございます。

案の定、質問要旨1番目に書いておりますけれども、総務省指導で返礼品の割合が30%以下ということで通達があったと思いますけれども、それに対しての今後の上峰町の取り組みにどのような変化があるのかということをお聞きさせていただきます。

それで、(2)番目、上峰産の返礼品の開発について、現在までもいろんな項目の説明がありましたけれども、全体の割合からすると、非常に上峰産独自の返礼品というのが非常に少ないような気がいたしますので、直近のお話で結構です。返礼品の開発について、これからどういう取り組みをしていかれるのか、その辺をお伺いをいたします。

次に、質問要旨事項3番目、副町長としての抱負について。

要旨として、まず、上峰町のよいところ、改善すべきところ。今回、めでたく上峰町副町長に就任されましたけれども、何らかの意気込み、抱負というものが多分あるはずですよ。その辺のお話をしていただければ結構かと思います。

次に4番目、交通安全対策ということで、三上南と吉野ヶ里町立野間の排水溝の安全対策はということです。

これは前議員からの、何年か前に前議員からの質問がされております。私は27年度にもこのことについて質問をいたしました。吉野ヶ里町のほうからも、吉野ヶ里町の立野地区からも吉野ヶ里町のほうに要望、要請があったとか聞いておりますけれども、その安全対策はどの辺まで進んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

以上4点について、よろしくお伺いいたします。以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、3番田中静雄議員の質問事項1、学校給食費の滞納は、要旨1、平成27、28年度の小、中学校給食費の滞納問題はどうか、要旨2、平成29年4月以降の滞納はどうかをまとめて答弁をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。3番田中静雄議員の質問事項1、学校給食費の滞納はの要旨1、

平成27年、28年度の小、中学校給食費の滞納問題はどうか、及び要旨2、平成29年4月以降の滞納はどうか、あわせて御答弁させていただきます。

まず、要旨1、平成27年、28年度の小、中学校給食費の滞納問題につきましては、現在、上峰町教育委員会事務局のほうで平成27年、28年度分の督促を行っています。滞納者の方に繰り返し文書や電話連絡により催促を行い、学校給食費について説明をしまいいりました。

平成27年度分及び平成28年度分について、滞納がそれぞれ1%前後残っています。引き続き滞納の方々と納付相談を行い、計画的に納付していただくように進めております。

次に、要旨2、平成29年4月以降の滞納はどうかという御質問でございます。

平成29年4月からは、学校給食費に係る業務は小、中学校で行っています。4月分について口座振替ができなかった未納者に対し、5月末を納付期限として納付書を発行いたしました。また、5月分についても、本日、6月12日が再振替日となっております。この再振替で口座振替できなかった方に対して、6月末を納期限として納付書を送付します。納期限以降、未納者に対し督促状を送付し、徴収を行ってまいります。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

先ほどの答弁を聞いていますと、現在、まだ滞納者については全て解決したわけではないという、そういう御返答だったと思いますけども、これは、ことしの2月の議会でも問題になりました。そんなに日数がかかるもんなんじゃないかな。

6月末をめどに、最終的には解決、滞納者については問題がないように取り計らってもらえるということなんですけども、学校給食というのが学校教育の一環としてやられているということなんですけども、その通帳の問題も2月に問題になりましたけども、通帳は現在、誰が持っておられるんでしょうか。

それと、この学校給食に対して、教育委員会はお手伝いというお気持ちなのか、現在もそういうお気持ちなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

2つ御質問いただきました。

まず、通帳は誰が持っているのかということで、28年度分までの小、中学校の給食費に係る通帳については、教育委員会のほうで持っております。

それからもう一つ、教育委員会はお手伝いという気持ちでおられるのか、いるのかという御質問でございます。

さきの2月議会のときに、教育長のほうからそういう趣旨の説明がございました。私ども事務局といたしまして、さきの2月の議会のときにいろいろと御指示いただきました。教育委員会の事務局のほうで、27、28年度分について、責任を持って事務処理をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○3番（田中静雄君）

今議会で給食費の無料化、完全無料化というのが提案されるようになっておりますけども、これは7月からだったと思いますけども、6月いっぱいまでに片をつけてもらわないと、もし7月から完全給食無料化になったときには、今まで納めていなかった人、今さら何を言いよんかいというような声が多分出てくると思います。

そうなったときに、あやふやなうちに終わってしまう。徴収、全ては徴収できないような状態になっていくんじゃないかということで私は心配しています。その辺は、もしそういうことになると、仮定の話で質問は失礼かと思いますが、そうなったときには、非常に今まで納めて、満額を納めている方からすれば、非常に腹が立つ問題なんですね。だから、この辺は精いっぱい努力して、6月末までには全て解決してもらいたいと思っております。

それで、こういう問題が、滞納問題が発生したということは、26年度までは保護者の方が、一つの地域ごとに保護者の方が、役員の方ですかね、そういう人たちが未納の方の家庭に行って催促をされていたようですけども、そういう26年度以前に戻すような考えはありませんか、どうでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

徴収の方法について、26年度以前、PTAの代議員さん、各地区の代議員さんが徴収に当たっていただいております。

昨年度、いろいろと協議する中で、個人情報保護法の観点とか、それから、規則の整備の観点とかから、教育委員会、また、徴収事務をPTAの代議員さんをお願いすることについて、個人情報の保護の観点からいかななものかとか、いろいろ問題点がありました。そこを議論する中で、29年度からは学校のほうで徴収をするということにいたしました。

また、27、28年度については、教育委員会事務局、私のほうで未納の方に直接お話をさせていただいて、徴収を進めておるところでございます。

よって、PTAの代議員さんの皆様にまた御負担をかけるということでは考えていないところ、今のところそういう状況でございます。

○3番（田中静雄君）

この問題は現在進行中ということで、まだ結果が出ておりませんので、余りしつこく言うのも失礼かと思いますが、もし——もしじゃない、この問題が解決した後も、今までの滞納者が出るような、そういうことがないように、ひとつ教育委員会はお手伝いということなんですけども、全て学校側で行うということですけども、教育委員会のほうから強く学校のほうにも指導してもらって、やってもらえればいいんじゃないかと思います。よろしくお願いいたします。

この項については、これで終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。

この件に関しましては、小、中学校の校長先生、校長会の中で、いろいろと次年度以降の取り組みについて議論をさせていただきました。今後も徴収に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

また、教育委員会としてもしっかりフォローしていきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項 2、ふるさと納税について、要旨 1、総務省指導で返礼品の割合が30%以下だが、取り組みの変更はあるのかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆様おはようございます。私のほうからは、質問事項の 2、ふるさと納税についての要旨 1、総務省指導で返礼品の割合が30%以下だが、取り組みの変更はあるのかについて答弁をいたしたいと思います。

ふるさと納税の返礼品につきましては、これまで総務省から数度にわたって適切な対応をとるよう通知がなされているところでございます。

具体的には、プリペイドカードや商品券などのような金銭類似性の高いもの、電気・電子機器や貴金属などの資産性の高いもの、高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品を送付をしないようにということでございました。

こうしたことから、本町といたしましては、これまでこうした点に留意をしながら対応してまいりました。

しかしながら、議員の御質疑にございましたように、ことしの 4 月 1 日付で総務省より、さらに先ほどの内容とともに、今回新たに 3 割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに 3 割以下とすることとの通知がなされたものでございます。

本町としては、これまでどおり、今回の通知の内容につきましても留意をしながら対応することとしております。

まず、高額な返礼品という点につきましては、総務省から具体的な金額は示されていないものの、今回の通知の趣旨を重く受けとめて、既に一部、製品の取り扱いを中止をしたところでございます。

ただ、返礼割合を 3 割以下とするという点につきましては、現在、返礼品業者等と調整を行っておりますが、業者のほうからは、製品の内容量を減らすなどの対応が必要になること、その場合には製品の容器や箱などのパッケージの変更も必要になる場合があること、また、今年度の返礼品のために既に生産供給体制の準備、また、製品や材料仕入れの話を進めてい

たものもあることなどの話をお伺いしております、見直しに時間がかかっている状況でございます。

こうした状況はございますが、本町としては、総務省通知の趣旨に留意をしながら、引き続き3割対応に向けて返礼品業者等の意向にも配慮をしながら、調整を行っていきたいと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

総務省の指導で速やかに30%以下と、そういうことに速やかに取り組んでもらうような通達があったと思いますけども、では、上峰町がいつごろから30%以下に取り組めるのかどうか、その辺はまだ日程の説明はございませんでしたけども、大体いつごろからやられていくのか。

それと、上峰町近隣の各市町との横のつながりですね、その辺も加味しながら協議をしてやっていかれるのかどうか、その辺を2点、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

まず、いつ3割以下の対応ができるかという御質問でございますが、先ほどの答弁でも触れましたが、内容量ですとかパッケージの見直しに時間がかかるということを業者のほうから聞いておまして、そこは、我々としてはなるだけ、もちろん速やかに3割対応をしていきたいと思っておるんですが、そこは事業者の方の御負担というものも現実にはございますから、そこは現段階ではちょっとはっきりと具体的な時期をお示しすることは難しいのですが、なるべく早く、早い時期に対応ができるよう調整をしていきたいと思っております。

それから、2番目の御質問でございますが、他の自治体の対応状況を考慮に入れながらやっていくのかという御質問だったかと思えます。

この点につきましては、近隣の自治体のほうからもどういう対応をしているのかという話は、担当レベルでいろいろとお話を聞いてはおります。また、総務省のほうでは、各自治体に対応状況等々について文書照会をされていますから、近いうちにそういった情報も出てくると思いますけども、我々としては、やはりこういう規制については、公平性の観点からどの自治体もきちんとこのルールを守ることが前提というふうに思っておりますので、そういった前提がきちんと確保されているかどうかという点につきましても確認をしながら、対応を進めていきたいと思っております。

○3番（田中静雄君）

現在、返礼品については約50%ということだろうと思いますけども、正確に言うとどれぐらいかわかりませんが、50%以下ということはないだろうと自分では予想しておりますけども、これが30%以下ということになると、かなりふるさと納税に対して影響度が出てくるんじゃないかと自分は思っています。

そこで、他の自治体とのつながりも大事なんですけども、ふるさと納税自体が、これは上峰町独自で、当初は60%ぐらいから今は50%と言われてはいますけども、上峰町独自で取り組んでこられたんじゃないかと自分では思っています。よその他の自治体でも、いろんな返礼品、あるいは返礼率に対してもまちまちでございます。

そこで、上峰町が全国的に見てもかなり、27年度ですかね、これは全国で9番目の成績なんですね。ほかのそのベストテンの中を見ますと、ほとんどが市なんですね。市町村——村はないんですけども、市町、これを見ますと、ほとんどが市なんです。上峰町だけが町なんですね。

そこで、全国的に見て、上峰町がいろんなことが言われてくるんじゃないかと思います。要は、この小さな町でこれだけの成績を上げたということ、この努力に対しては敬意を表するところでございますけども、これから30%に持っていくために、これだけ今まで上峰町がリーダーシップをとってきたような取り組み方でございますので、この30%にする過程においても、他の自治体をリードしていくような、そういう気構えが私は大事だろうと思っております。

それで、単純に考えて、約50%から30%にするということは、当然、返礼品のボリュームが小さくなっていくんじゃないかという、単純に考えたらそう考えますけども、これをできるだけ可能な限り抑えていくために、可能な限りその返礼に必要な経費、あるいは返礼品についてもそうですけども、小さく分けて、いろんな面においてコスト削減をやっていかなきゃいかんと思います。この辺は、これからも行政、上峰町のほうでやっていかれると思います。

そこで、今までの現状把握を十分にやって、見直して、これから努力をしてもらいたいと思っています。

それで、もちろん業者さんとの間でこれからやっていかれると思いますけども、可能な限り、できるだけ早く速やかに対処してもらえることを希望して、私のこの質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨2、上峰産返礼品の開発、取り組みはについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、私のほうから要旨の2、上峰産返礼品の開発、取り組みはの御質問について答弁をいたしたいと思います。

議員の冒頭の御質疑でもございましたが、ふるさと納税を推進する中で、町内の、町内産の返礼品の開発、または取り組み、こうしたものを支援していくということは重要であるというふうに考えております。

こうしたことから、平成27年度より商品開発推進費補助金の交付を行いまして、担当ス

タッフの配置、パッケージ等の開発支援、PRサンプルの製作等の支援を行っております。

これまでの支援実績でございますが、1つには、天衝米のですね、これは箱入りの10キロでございますが、それから、新たに真空パックの2合のものも開発がなされております。

それから、就労支援施設ふれあいかんが製造、販売するお菓子、また、町内事業者が製造、販売するお風呂場用の畳、それから、町内のラーメン店が製造、販売するギョーザ、こうしたものの主にパッケージの製造支援という形で町内事業者が行う返礼品の開発を支援してまいっております。

それから、昨年度、肥育牛部会のほうから、上峰町産の牛肉を指定して返礼品として調達をしてほしいという要望を受けておりました。これにつきましても、現在、関係者と調整を続けておりますが、今月の初めに町内の生産者が肥育された牛が返礼品用として初めて食肉センターのほうへ出荷されまして、今後はその牛肉を返礼品の関係業者が調達をするということになっておりまして、仕入れ等が順調にいけば、近く返礼品としてふるさと納税受付サイト等に掲載ができるものと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

ただいま上峰産の返礼品について説明がありましたけども、これからぜひとも、今、牛肉のほうが非常に人気があると、従来人気があるということでございますけども、これから上峰産の牛肉、この辺を大いに宣伝をしてもらって、その辺を取り組んでもらえればいいんじゃないかと思います。

それで、いろんな今、ふるさと納税について問題点が指摘されていますけども、上峰町内で出している返礼品の中に資産性の高い商品というのもないでしょうか。

というのは、商品券とか、例えば大きな何とかね、パソコンとか、いろんなものがあると思いますけど、そういう返礼品の品物がいいのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

本町の返礼品に総務省通知で掲げてある資産性の高いものが含まれているかどうかという御質問でございます。

この点につきましては、1番目のほうの答弁でも触れましたが、これまで総務省の通知の内容に十分留意をしながら進めてまいりましたので、総務省のほうからは、例示としては電気・電子機器や貴金属、あと宝飾品もあったと思いますが、そういった資産性の高いものを返礼品として送らないようにという通知でございますが、当町、本町の返礼品にはそういったものは含まれておりません。

○3番（田中静雄君）

要は資産性の高い返礼品はないということで、この辺は心配ないということなんですね。

それで、1つお伺いをいたしますけども、返礼品の中で、よう何というですかね、メロン

があると思います。アールスメロンとか、そういうやつは、もちろん返礼品の中に入っていると思いますけども、赤肉メロンというのがありますね。赤肉メロンというのがあります。これが、その赤肉メロンというのは夕張産メロンと解釈してもいいんでしょうかということ、それと、その赤肉メロンというのがふるさと納税サイトから、ふるさとチョイスですね、突然削除されたということをちらっと聞きましたけども、その辺は事実なんでしょうか、伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

この点につきましては、報道を受けまして、私のほうでも確認をしているところでございますけども、この赤肉メロンにつきましては、産地は夕張のほうというふうに納税業務の受託業者、その他関係者から聞いております。

それで、削除につきましては、これはこのメロンに限らずなんですが、出荷の調整であるとか在庫、その他さまざまな状況に応じて、これまでも掲載を、一時掲載をやめたりとか、また準備が整えば掲載をしたりとか、そういった形で、受託業者の判断でこれまでもやっておりますので、ちょっと詳細は確認をしなくてはいけないと思っておりますが、そういったことがあったのかなというふうには思っております。

○3番（田中静雄君）

先ほど言いました赤肉メロンというのは、2日前にも私はインターネットで確かめました。やっぱり載っとるんですね。まだ載っとるんです。削除されたということなんですけども、インターネットに載っております。それが削除されたということでちらっと聞きましたので、もちろんスマホなんか見ても、突然削除されたというのが出ますよね。そいけん、その辺が何で削除されたかというのは、またこれから、今、明快なそういうこともあるという答弁でしたけども、それでは、ちょっと方向を変えて質問いたしますけども、従来から返礼品に関しては、上峰町が何らかの形でタッチしている部分について返礼品として取り扱っていると、そういうような発言がございました。

それでは、夕張産のメロンと上峰町の関係、どういうところが取り扱い、何らかの形で関係があるのでしょうか、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

返礼品につきましては、さきの議会でも御説明しておりますが、町のほうで返礼品の選定基準というものを定めておりまして、その中で生産、それから加工、流通、販売、その他、何らか上峰町と関係を有するものを返礼品として取り扱うというふうな基準を設けております。

それで、今回のメロンの件ですが、町内の事業者が仕入れをして扱うということでありましたので、そういったことが町の選定基準に一応合致をするということで取り扱うものとしたものでございます。

○3番（田中静雄君）

この赤肉メロンというのは、町内の業者が取り扱っているから、そういう関係でということでしたけども、要はそういうような関係で本当にいいものかなと自分では思っています。

この赤肉メロンというのは、大体どこのメロンなんだろうかと。上峰町で本当に生産している人、誰かおるんだろうか。多分いないんじゃないかなと。

私がまだ小さいとき、余談になるかもしれませんが、おやじがメロンをやっていました。ネットメロンです。それが非常に栽培が難しいんですね。ちょうどメロンが、ぎざぎざの模様が入る時期になると病気が入ってくる。病気が入って全てだめになる。それで、世間からは、あの人のところは失敗メロンばかりやということではいろいろ批判されることがありましたけども、非常に難しいんです。今、上峰町でそのネットメロンをつくっているところはないんじゃないかなと思います。

それで、その赤肉メロンというのが、佐賀県内でも取り扱っている自治体がございます。それが夕張産メロンかどうかはわかりません。だから、各自治体も、地方の自治体もそれぞれの返礼品が、いろんな返礼品の項目がありますけども、どういう関係があるのかな。例えば、毛ガニとかね、カニとか、そういうやつももちろん返礼品に、上峰町じゃないですよ、よその自治体でありますけども、ほとんどの自治体がそれなりに、市町の生産とか、生産に対してのかかわりがほとんどないんですけども、そういうことでふるさと納税の返礼品として取り扱われております。

もうよその自治体がやっているからいいということではないんですけども、それも一つの努力だろうと思いますけども、要は第三者から指摘されないような、そういう取り組みもこれからしてもらいたいと思います。非常にいろんなメディアの話題になると上峰町のイメージが悪くなっていきますので、その辺はよう気をつけて、これから30%以下に取り組んでいかれる。これはいろんな面で注意を払って、コストダウンを図って、そして、納税をする方に対して喜んでもらえる、そういう制度にしてもらいたいと思います。

私の希望を述べまして、これでこの項目についての質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、副町長としての抱負について、要旨1、上峰町のよいところ、改善すべきところはについて答弁を求めます。

○副町長（森 悟君）

それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

さきの4月臨時議会で選任の御同意をいただきまして、5月1日付で副町長に就任いたしました、1カ月余りが過ぎました。3月まで久留米市において、都市計画事業の推進、道路河川公園の準備及び管理、公園の整備及び管理並びに公共工事の検査等、土木を中心としな

がらも、行政全般に地方公務員として長らく携わってまいりました。

その経験から申しますと、本町は総面積12.8平方キロと県内でも2番目に小さい自治体ですが、自然豊かな鎮西山を擁し、八藤丘陵の太古木など文化財も豊富にあるなど、自然、文化、歴史の施設も随所に存在しています。コンパクトながらも魅力が凝縮されているまちだと感じています。

道路交通の観点からも、国道34号、県道においては幹線的な南北2路線、東西3路線を含む6路線が縦横に形成されており、佐賀市、鳥栖市及び久留米市にも10キロメートル程度と都市部に近接していることから、通勤、通学はもとより、救急病院などへのアクセスもよく、非常に恵まれた立地条件にあります。また、下水道、上水道及び広域のごみ処理等の生活環境が整っていることも上峰町のよいところだと思います。

要旨にもございます改善すべき点を申しますと、本町には鎮西山等の自然や八藤丘陵等の歴史文化の観光資源が数多く存在していますが、それらの魅力が内外に伝わっているかという点、まだ十分だとは言えないと思います。今まで活用されていなかったその観光資源の魅力を大勢の人々に積極的に発信していくことが重要だと考えます。

今後、計画していく道の駅を拠点として、四季折々に姿を変える鎮西山などの自然を有効に活用しながら、歴史的資産、文化的資産など名所旧跡をめぐる観光ルートづくりを行うことにより、町内外から人が集まるような方策も大切なことだと思います。

今後は全国的に急激な人口減少が推計される中、上峰町においては、上峰まちづくりプランに基づいて策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるまちづくりビジョンについて、積極的な施策を展開することになります。

とりわけ、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるような子育て環境、教育環境づくりを推進していくことにより、住み続けたいまち、住んでみたいまちとして定住化、移住化の促進が図られ、ひいては人口減少の抑制につながるものだと思います。

最後になりますが、将来にわたって持続的に発展していくべき上峰町のため、これまで培ってきました経験を生かし、与えられた責務を全うするため、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

以上、副町長としての抱負を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○3番（田中静雄君）

上峰町のよいところ、改善すべきところ、それから、副町長としての抱負を述べられました。

今まで上峰町の副町長というのは、どうも座り心地が悪いのかどうかよくわかりませんが、非常に難産でございましたけども、やっと上峰町出身の森さんが副町長になられたということで、これから、先ほど述べられたいところは伸ばし、改善するところは改善してもらって、そして、上峰町の発展に努めてもらいたいと思います。

特にこれからは、今、盛んに行政のほうでやられておりますけども、地方創生、上峰町として総合戦略を立てて、これから本当に目に見えるような形での行動、取り組みがされていくと思いますけども、副町長にお願いしたいのは、武蔵町長とよくこれから相談をし、また、行政の課長さんたちともよく連携をとりながら、上峰町発展のために最大限の尽力を尽くしてもらいたいと思います。

私の希望を申しまして、この項についての質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項４、交通安全対策、要旨１、三上南と吉野ヶ里町立野間の排水溝の安全対策はについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆様おはようございます。田中議員の質問事項４、交通安全対策、要旨１、三上南と吉野ヶ里町立野間の排水溝の安全対策はという質問に関して答弁いたします。

まず、当該水路の三上北部分の安全対策については、平成７年度の目達原駐屯地周辺道路舗装工事（三上開拓線）においてガードレールを設置しており、同様の安全対策についての御質問かと思います。

この水路に並行して走る町道三上開拓線ではありますが、近年、西峰東西２号線沿いの宅地化及び吉野ヶ里町立野地区の開発により通行車両及び歩行者がふえている状況であり、議員御指摘のとおり、安全対策は必要であると認識しております。これについては、今後、検討していく必要があると感じているところであります。

なお、吉野ヶ里町の建設課より先般連絡がございまして、当該水路の上部を歩道として利用する方向で検討させていただきたいと。これは町境が当該水路の中にございますので、町境をまたいでの施行を検討しているということでございました。

本町としましても、吉野ヶ里町の計画にあわせて事業推進を行っていきたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

○３番（田中静雄君）

あそこの道路、側溝ですね、あれが安全対策というのが全く施されていないということは御承知のことかと思います。

近年、吉野ヶ里町立野地区、この辺の宅地開発が進んで、非常に車の通り、人の通りも多くなっています。もちろん、これから三上南、それから下坊所区域、あの辺にもこれから宅地化が、いろいろな民間活動、民間によって開発されていくものと思います。ますますこれから車の通りが多くなっていくんじゃないかと思っております。

そこで、あそこの三面側溝を施行したのは、ちらっと上峰町がやったというようなことが

お話を、2年前の質問のときに課長さんのほうから説明がありました。これは防衛の予算100%ということでやられているようでございますけども、私もあの歩道、排水溝の上というのは、例えば、安全柵とか、もちろんガードレール施行というよりも、それを安全柵とかガードレールを設置するということになれば、道路自体が上峰町のものでございますので、上峰町で施行しなきゃいけないんだらうということで、2年前の課長さんの答弁がありました。

そこで、私もそこで希望したんですけども、あそこはふたをしてもらって歩道にできないだろうかということで質問しました。そのときの答弁の中で、上峰町の財政を考えるとまだ先には進んでいませんと。まだ検討中じゃないですね、検討中という答弁はありませんでした。吉野ヶ里町と協議中という答弁がございましたけども、現在も協議中なんでしょうか、それとも協議中が一時中断したような格好になっているんでしょうか、その辺をお伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

田中議員の御質疑でございますが、2年ぐらい前の27年からの出来事でございますので、新任の課長でなく、私のほうが答弁させていただきます。

御案内のように、先ほど担当課長からも御説明がございましたように、当該水路の上部歩道につきましては、吉野ヶ里町からの協議の場の申し出があったことを受けて、この間、先ほど担当課にはさまざまな意見のほうを、吉野ヶ里町の担当課のほうから申し出のほうがあったというふうな発言もありましたけれども、私自身は吉野ヶ里町長とお話しさせていただいたのは一度だけでございます。

以来、その協議をさせていただいて以来、担当課同士のやりとりといいますか、基本的なイニシアチブは吉野ヶ里町がとられてて、いつの時期に予算を立てられるか等々は向こうの状況をこちらがお聞きして、あわせて事業について進めていくという姿勢で臨んでいるところでございまして、この間、どうしてこれだけ時間がかかっているかについては、私もちょっと不十分、理解が不十分なところがございますが、基本的には吉野ヶ里町さんの申し出でございますので、その流れからして、私どもは吉野ヶ里町が事業を起こす際にしっかり事業としてできるよう準備をしていくということで考えてございました。

また、先ほど前建設課長が申し上げました町道横の安全施設、ガードパイプのことだと思いますけども、これは、そのときの私の記憶では、水路の工事とあわせてやっていくことが適当ではないかというような話もあわせてさせていただいていたものと思います。

しかるに、今後、吉野ヶ里町としっかりと協議をさせていただきながら、吉野ヶ里町のペースを確認して議会に報告しながら、事業としては協力していきたいというふうに考えてございます。

○3番（田中静雄君）

あそこの水路というのは、最近、ゲリラ豪雨とかなんかで非常に大雨が降りますけども、あそこに雨水を流すというのは、ほとんど吉野ヶ里町が現在が多いんですね。上峰町は、幾らか排水路にも流れておりますけども、吉野ヶ里町の宅地開発が進んで、あそこにほとんど流れてきます。

上峰町の場合は、特に三上のほうは何年か前、南のほうに雨水が流れるように、大水がはらわんようにということで、建設課のほうで2本の排水路を整備をしていただきました。その辺の効果があって、非常に今、喜んでいるところでございます。ゲリラ豪雨でその地域が、ある部分が大水がはらうようなことはございません。

それで、あの水路の、もちろん雨水ですけども、陸上自衛隊のほうからの水路が非常に多いんです。陸上自衛隊の補給処から水路に流れ込んできます。それで、三面側溝のもちろん南のほうは、どの辺まで水位が上がるかというのは正確に把握しておりませんが、もちろん北のほうに行くと、大体三面側溝から七、八センチぐらいまで水位が上がっています。その水はどこから流れよんかといったら、ほとんどが補給処のほうから流れてくるんです。

それで、その水位が逆流をして、田んぼのほうに入ってくるおそれがあります。そういうことを考えると、財政的に非常に苦しいかと思しますので、防衛省のほうにもひとつ相談をしてもらって、いち早く施行できるような取り組みをしてもらいたいものと思っております。

何しろ、そこの水路というのは何もないわけでございますから、これからまた宅地開発が、吉野ヶ里町、上峰町のほうも宅地開発が進んできて、非常に危険な箇所ということで指摘されるものと思います。

これから吉野ヶ里町とも協議をして、前へ進めるよう努めていきますということですけども、最近、特に上峰町の財政も財政再建で幾らかの余裕が出てきたということがよくお話をされますので、どれくらいのお金がかかるか知りませんが、そういうこともやれるはずですよ、やろうと思えばね。だから、精力的にひとつ取り組んでもらって、あの辺の安全対策をしてもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はいいですか。（「答弁要りません」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

休憩前に田中静雄議員の一般質問が終了いたしましたので、通告順のとおり、8番大川隆城君より一般質問をお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。早速質問に入らせていただきます。

第1番目に、セクシュアルマイノリティー（性的少数者）の人に対しての理解を深める取り組みが必要ではないかということで質問させていただきます。

この件につきましては、大変難しい問題ではございますけれども、避けては通れない問題であることには間違いございません。このセクシュアルマイノリティーの方々といいますと、総称としましては、LGBTという言い方で表現をされているわけでありまして、その中身を触れますと、L、これはレズビアン、女性同性愛者のこと。Gは男性同性愛者であるゲイ。それからB、これはバイセクシュアル、両性愛者の方。それからT、これはトランスジェンダー、性同一性障害を持ってあるの方々ということで、LGBTというのがこの方々をあらわす総称だというふうにお聞きしております。

このことについて、少し統計的なことではございますけれども、申し上げますれば、日本では、人口の7.6%、13人に1人はいおいでになる。また、学校でいいますと、40人クラスでは3人程度はいらっしゃる。ですから、日本の未成年者の方のうち169万人以上が該当者であるというふうに統計上では出ているようでございます。

そして、これまでこういう方々がもしおられたとする場合には、周りの皆さん方、人々が理解がないために、差別やいじめの対象、あるいは笑い物の対象にするようなことが往々にしてこれまではあったようでございますものですから、このLGBTの方々の中のトランスジェンダーの方々、この方々の70%は自殺願望の気持ちを抱かれるようでございます。

そういう自殺願望を抱く年代的には、小学校の高学年から高校生にまずそういう意識が芽生えるようでありまして、その中でもピークの方々というのは、中学生が本当に多いらしいようであります。そういう意味合いからも、やはり一般の町民の皆様方に対してもそうでありますし、学校の教育、子供たちに対しても全然変わりはありませんよと、皆さんとちっとも変わらないということを十分に御指導をいただきながら理解を求めていって、皆さんと一緒に認め合って、ありのままの姿で認め合って一緒に生活を送るということが必要ではないかということで感じているところでございます。

そういうことから、今現在、町としてこのことについてどういうふうな取り組みがされているか、また、学校サイドでも当然いろんなことで取り組みをされていると思いますけれども、どういうふうに行われているのかをまずお尋ねをしたいと思います。その後に、今後につ

いてはどういうふうにお考えなり取り組みをされていくのかをお尋ねしてまいりたいと思います。

第2番目に、小、中学校校舎の全面的なトイレ改修を急ぐべきではないかということでお尋ねをしてまいります。

この件につきましては、昨年に小学校の低学年、1、2年生の子供たちが学校に通うようになって、トイレが和式トイレなものですから使えないということで、泣いたりとか、我慢してとうとう休み時間には行けずに授業中にお漏らしというようなこともあっているようにも聞いておりました。ですから、やはり今は家庭でもうほとんどが洋式トイレでありますから、やっぱり学校も全てそういうふうになくちゃならないんじゃないかという思いがしております。

前回は、まずは小学校の低学年ということで、29年度から実施に向けてやるという答弁をいただきましたが、その後、いろんなことを考えておりましたときに、やっぱり小、中学校のトイレは全てそのように洋式化することを急いで取り組むべきじゃないかというふうなことを思いまして、そのことについては文科省からも洋式化について早く取り組みなさいという要請があっていることも事実でございますので、その辺についてどういうふうにお考えなり対応をしていかれるか、お尋ねしたいと思います。

この件につきましては、皆さん御案内かと思いますが、鳥栖市が既に今年度、来年度で取り組むように、今、準備をされて進められております。ですから、鳥栖市をまねするわけじゃないんです。参考にして、やはり我が町もするべきじゃないかということで思うものですから、お尋ねをいたします。

また、2番目には、このトイレを改修するについては、先ほども言いましたLGBTの方々が、今は自分がこうでありますよということを表明されていない方がほとんどであります。それをどんどんしなさいというつもりはありませんけれども、そういう方がいらっしゃるだろうということは想像できますものですから、この際、トイレを改修するとすれば、その方々にも十分対応できるような形で整備するべきじゃないかという思いがありまして、お尋ねをいたします。

これも、先ほど申しました鳥栖市では、今回のトイレ改修については、そのLGBTの方々も十分いろんなことを心配なく使えるようなトイレ改修をやるということで進められているようでありますので、我が町としても、そこまでちゃんと先を見越してやってもらえればと思ってお尋ねをしてまいりたいと思います。

第3番目に、鎮西山周辺整備について。

これについては、これまでもいろんなやりとりをやってきた経緯がございますけれども、まず第1番目に、案内板、モニュメント等の設置はどうかと。また、奥の院の取り扱いについてはどういうふうになるのかということでお尋ねをしてまいりたいと思います。

この件については、これまでもお尋ねした経緯がございますけれども、あの鎮西山は上峰町のシンボルである山ということは、もう御案内のとおりであります。それと同時に、源為朝伝説がある山であるということも御案内のとおりであります。ですから、あの鎮西山、先ほども副町長さんの抱負の中にもありましたように、鎮西山とか八藤遺跡等は今後の観光スポットとしての整備をぜひしていく必要があるというような言葉もありましたものですから、その一環として鎮西山をそういうことで活用するためには、やはりそういうふうな為朝伝説を伝承していくことと加えて、そういうふうにモニュメント等も設置して、ここが鎮西山ですよと皆さんがわかってもらえるようにすることも1つ。

それから、登り口といいますかね——に案内板をきちんと設置するということも必要ではないかと思うわけであります。確かに鎮西山の中に入れば、アスレチック広場のところとか、こっちの五万ヶ池の広場ですか、あそこのところには案内板がございます。ただ、入り口にはございません。やはり入り口にもきちんとした案内板が必要ではないかという思いがするものですから、お尋ねをしておきます。

それから、奥の院につきましても、前回お尋ねをしたときには、いろいろあそこを使われている修験者の方々との協議等々も必要だろうと。だから、その辺をきちんとした上で対応したいという答弁はいただいておりますが、その後、その協議がどのようになっているのか。そして、できますならば、鎮西山の整備の中で取り組めるものなのか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

次に、ツバキの植栽についてお尋ねをいたします。

これまでも、やはりツバキは町の町木である。ですから、これを大々的に町民の皆様方にも御認識をさらにしていただきたいことと同時に、そういうシンボルである鎮西山にも既にツバキの木はありますが、残念ながら整備不良のために前回の植栽がされたのが大分減っております。ですから、今は桜の名所として銘を打っておりますけれども、桜の名所プラスツバキの名所ということで植栽をしたらどうかということで、これまでもいろいろとお尋ねしてまいっておりますが、今回、予算面を見れば、予算をつけていただいているようでありますので、うれしい限りでありますけれども、じゃ、どの地域にどのような形でされるのか。そして、植栽をするときには、これまたどういう形で取り組まれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

加えて、関連ですけれども、町内各地区にツバキの植栽はどうかということでも以前から再々お尋ねをしてまいっております。この件についても、ぜひその後の取り組みがどうか、どのように考えられておられるか、お聞きしたいと思います。

第4番目に、米倉文庫の取り扱いについて。

これは皆さんも御案内と思いますけれども、上峰町出身の米倉二郎先生、小学校の校歌、あるいは中学校の校歌を作詞していただいた先生でございますけれども、この方が研究され

た地質学、地理学、その方面の専門家ではございますけれども、その方の残された書籍を今、ふるさと学館の2階の研修室に保存をされております。

ただ、残念ながら、この蔵書については専門書でありますものですから、それを御利用される、閲覧される人は、やはりその筋の勉強をされる方、あるいは大学の先生だろうと思いますが、おいでになっているようでございますが、大体年に二、三人程度というふうにお聞きをしております。ですから、本当にもったいない気持ちもしますものですから、そういうふうならば、一応それを必要とされる専門の、例えば、大学関係に保管をしてもらう、そして、大いに活用してもらうのはどうかというふうに思いますが、その辺についてどのようなものか、お尋ねしたいと思います。

2番目には、その蔵書を本当に広いスペースをとって今保存されてありますが、それを電子化、デジタル・ベース化ですかね、してすれば、本当もう小さな少ないスペースで保管もできるし、例えば、利用される場合にも、それをやれば本当に小さくてできるというようなことがありますものですから、そのようにはできないかということ。それをすれば、今現在、保管しているふるさと学館の2階の研修室のスペースがほとんどがあくような形になります。そうすると、研修室が本来の目的であるいろんな研修の場としても使えましょうし、いろんなイベントをやる場合のイベント会場としても使えるんじゃないかなろうかというようなことも考えます。

それから、このごろふるさと学館にちょっと出向きましたところ、御案内のとおり、今、認定こども園ができておりますけれども、あそこから出土した出土品等が、きちんと保管、整理をするためではありましようが、残念ながらその場所が建物の外に小積んでされているような状況でもございますから、それだけスペースがないとするならば、やはりそういうところもずっと整理しながら、建物内に保管してできるようなことでも、この辺を少し考えていくべきじゃないかなという感じもしておりますので、どういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

最後に第5番目、切通交差点改良について。

この件についても長年お尋ねをしてみっておりますが、前任課長時代には、最終的な話を聞いたときには、あの地区の地権者の同意をとることがまず先決だということで鋭意努力をしてもらっておりました。その結果、退任される少し前には、やっとうあわずかになりましたという報告を受けておりましたけれども、その後の進捗について、どの方向になっているものか。当然、整備をされる方向で進んでいるものと思っておりますけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

以上5点、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、セクシュアルマイノリティー（性的少数者）の人に対する理解を

深める取り組みが必要ではないか、要旨1、現在、この件について町としての取り組みはどうかについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項1、セクシュアルマイノリティー（性的少数者）の人に対する理解を深める取り組みが必要ではないかの要旨1、現在、この件について町の取り組みはどうかにつきまして答弁申し上げます。

皆様御存じのとおり、東京都の渋谷区、世田谷区あたりにつきましては、条例をつくられて、結婚に相当する関係と認め、パートナーシップ証明書を発行されている例もございます。本町におきましては、特段の取り組みとしては今行っておりませんが、しかし、窓口関係の申請書等を見ますと、男女の記入が不要になっているものや、印鑑証明書においては、今現在、男女の区別がないということでございます。これらにつきましても、性的少数者への配慮ではないかと思われるものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員より、学校での取り組みについてはいかがかということでお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

この件に関しましては、文科省よりきめ細かな対応をするようにということで通知がっております。学校における支援の一例を挙げさせていただきますれば、服装については、自認する性別の制服、衣服や体操着の着用を認めることとか、更衣室については、保健室、多目的トイレなどの利用を認めること。また、職員トイレなどの利用を認めること。授業については、体育、または保健体育においては別メニューを設定すること。水泳におきましては、上半身が隠れる水着の着用を認めること。また、運動部の活動については、自認する性別に係る活動への参加を認めること。修学旅行などについては、1人部屋の使用を認めること、また入浴時間をずらすことなど、支援の事例が通知をされているところでございます。

また、学校現場でトランスジェンダーの件に関しまして、それに付随するということであると思いますが、人権学習ということで一部取り組んでおります。小学校では道徳の時間や朝の朝礼などで合わせて年間9.5時間、中学校では6時間の授業を行っているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま両課長からお聞きいたしました。議長、申しわけございません、この件については1番、2番と分けていますが、一緒になって質問させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○議長（寺崎太彦君）

はい。

○8番（大川隆城君）

先ほど、繰り返しになりますが、総務課長、それから、教育局長からお答えをいただきましたが、やはりそういうことでの取り組みをされていると言いますが、まだまだ不足の面があるんじゃないかなという感じがしてなりません。

ここに資料を持っておりますのが、これは全般的なことではありますが、文科省から平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律というのが制定されております。また、先ほどもありましたように、学校関係におきましては、これまた平成27年4月30日に性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてという通知が出されております。そういうことで、こういう方々に対しての理解を深めるために皆さんが十分なる配慮をもって取り組みなさいということは法律でも定められておりますし、これはちゃんと取り組まなくちゃならないことは、もう間違いないところであります。

先ほども言いましたように、人口的なこと、また、生徒、学級のことに関して先ほど述べましたが、ただいま上峰の小、中学校生徒にはいないだろうと思っておりますが、本当に実際のところはよくわからないというか、本当に難しいことなので、そんなに厳しくほかのやつみたいには調査ができない部分があるかと思いますが、ただ、だろうということは想像できるものですから、やはり何遍も言いますように、やっぱり皆さんがそれに対しての理解を深めるための研修、あるいはそれに類するものを重ねて、とにかく皆さん一緒ですよと、全然変わりないですよということで受け入れる体制をつくることがぜひ必要だと思っております。

それで、その関連で、自殺願望者の話もしました。そうすると、毎年、自殺対策費として100千円程度ですか、予算を組んでいろいろ研修会とかそういうことも組まれておりますけれども、じゃ、そこでこのLGBTの方々のことについての研修がどうかなということも思うわけですが、まずはその辺について、健康福祉課長、どういうふうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、先ほど議員から要旨の2、今後についての対応はどう考えるのかをまとめてということなので、そこも含めて答弁をお願いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。先ほど大川議員のほうより御質疑があられております自殺対策事業において、そのようなLGBT対象者の方に関して含めたところでの研修、講習がなされているかというような御質疑だったかというように思います。

現在、自殺対策事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をしておりますけれども、現在のところ2回ほど実施をしておりますが、自殺者、あるいは自殺に対する不安要因

がある方、こういった方たちの総括的な、総則的な研修内容という形になっておりまして、各障害、あるいは疾患に応じたところのそういう、何と申しますか、総則的なところじゃなくて、詳しい一つ一つの事例を用いたような形の取り扱いというのは現在なされていないところでございます。

ですので、今後どうするかということに関しては、また今年度も引き続き行っていくところでございますので、そういったところまで含めてやるのか、どういったことかというのは、今後のまた課題とさせて取り上げさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長言われたように、ぜひ研修等も含めてしてもらえればと思います。

ここで1つ紹介をさせていただきますと、これは5月9日の佐賀新聞に掲載されていたものでございますけれども、東京のほうにこのLGBT関係の支援団体ができているようです。これは名称については、ちょっと控えさせていただきますが、この団体におきましては、とにかくこのLGBTに関しての理解を、もう全国皆様に深めていただきたいということでの取り組みの中で、学校向けにはいろんな教材キットですね、とかをつくって配布をされる。あるいはウェブサイト上で無償公開をされる。それから、今度は学校も含めて、一般の方も含めて、いろんな後援会とか、そういうことに要請があれば出向かれて講演、あるいは指導をされているというふうなことが紹介をされておりました。

ですから、小学校、中学校の先生方に対しての教材の提供、あるいは小、中学校での今言うそういうふうな研修に講師として赴いてやるということ。そして加えて、一般の方々に対してのそういうふうな理解を求めるための研修会等にも出向いているということで紹介がされておりますので、ぜひこういうことも大いに利用するといいますか、活用する。活用していただいて、とにかく皆さんがこういうものだけでも、みんなと一緒だよ。だから、皆さん、ありのままの姿でお互いに認め合っていきましょうよということを皆さんに御認識いただくように取り組んでもらいたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

これは総務課長、それから教育局長、両方お願いしたいと思います。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、先ほど申されました要旨2のほうの今後についての対応という中での回答になるかと思いますが、この件、セクシュアルマイノリティー、性的少数者等につきましては、私たち総務部の担当、人事課の担当といたしましては、まず職員への対応という中では、先ほど言われましたような非営利的な団体だと思っておりますけれども、そのような資料、または研修費、研修等を利用して、まず職員への対応という中でしていくものだと思います。

人権の保障、多様性を求めることにつきましては、大事なことと理解しておりますので、

まずは先ほど言いました職場内での少数派への差別や排除をなくし、その権限をどう守っていくのか、今後、職場の中でそのようなものを利用しながら議論を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

L G B Tへの支援団体の御紹介の件、ありがとうございました。学校におきましても、人権同和に係る会議や職員の研修会等もでございます。今後、教育委員会、また学校ともにこの支援団体についても勉強させていただき、協力させていただければと思います。ありがとうございます。

○8番（大川隆城君）

とにかくこれは本当に大事なことだと思います。やはり最初に申しましたように、差別、いじめ、それをなくすという意味合いからも、ぜひ皆さんが十分なる理解をしてもらいたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう一つ紹介でありますけれども、先ほどは東京にそういう支援団体があるということでお話ししておりましたが、佐賀市にもあるようでございます。これも名前はちょっと控えますが。ですから、佐賀市の団体、あるいは東京の団体等と、もし連絡をとってもらって、その辺のことについての対応をできるものであれば、ぜひお願いをして、この項は終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、小、中学校校舎の全面的なトイレ改修を急ぐべきではないか、要旨1、文科省からも校舎トイレの洋式化への要請があっているのを受けて取り組むべきにつきまして答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

8番大川隆城議員の質問事項2、小、中学校校舎の全面的なトイレ改修を急ぐべきではないかの要旨1、文科省から校舎トイレの洋式化への要請があっているのを受けて取り組むべきという御質問についてお答えをいたします。

平成28年11月、文部科学省では、公立小、中学校施設におけるトイレの状況について調査を実施し、結果を取りまとめ、公表されました。全便器のうち43.3%が洋便器であり、トイレ整備に対する教育委員会の方針も、和便器よりも洋便器を多く設置する方針が全体の85%を占めていました。

上峰町教育委員会においても、この調査において、小、中学校を新築、または改築する場合、おおむね洋便器にしたいと回答をいたしました。

今年度、上峰小、中学校のトイレ洋式化について、全体計画を作成し、今後、国の補助金を活用した改修計画を作成してまいりたいと考えています。

以上です。

○８番（大川隆城君）

今、小、中学校の改修を計画しているということでありますけれども、もう取り組んでもらえることについては非常にありがたい。そうすると、これから先の進捗の状況は、例えば、いついつ設計、いついつ実施とかいうのが当然出てきますけれども、その辺のことをよければ時系列的にお知らせいただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま今後の取り組みについて時系列にということで御質問をいただきました。一般論で大変申しわけございませんが、まずこれを行うためには、国の補助金をいただいたところで、大規模改修基本計画の策定が必要になってまいります。そのためには、まず、小、中学校の長寿命化計画を策定するところから始めます。早ければ9月の補正予算によって、その計画策定、そして、大規模改修基本計画の策定、委託などについて御提案できればと考えます。

さらに、その計画の議案が30年度に計画、提案を国のほうにスタートいたします。そして、最短で、その採択が受けていただければ、工事の開始が31年度からになろうかと思います。そういう計画で考えているところでございます。

○８番（大川隆城君）

ぜひ今答弁いただいたような形で、それもできるなら、もう前倒し前倒しで早くできれば、それにこしたことはありませんから、ぜひお願いをしていきたいと思います。

そこで1つお尋ねなんですが、そういうふうになったら、冒頭に言いましたように、前回の答弁では、29年度は小学校の低学年のトイレについては改修するということで予定されておりましたが、こうなると、もう全体的なことですから、そこもちょっと延びるわけですね。そうすると、じゃ、新1年生が来たときに、なかなか今のままの和式トイレが使えない状況は続くと思います。ですから、せめてその部分だけでも簡易な洋式トイレですかね、いうふうなもので対応ができないものか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま御質問は、平成29年度予算の当初で御案内しておりました小学校1年生に係るトイレ洋式化についての予算のことであろうかと思います。これにつきましても、補助金を入れて、正式にトイレの改修ということになれば、今回、この大規模改修基本計画の中に入ってくるということになりますので、一旦この計画については先延べになろうかと思います。

そこで、議員御案内していただきましたように、簡易な洋式便器の設置についてできないかという御意見かと思います。これにつきまして、再度現場のほうを確認して、対応が可能

かどうか進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。（「よろしくお願いします。じゃ、議長、次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

はい。それでは、要旨2、今後のことを考えるとき、どんな人も使用できるように整備すべきにつきまして答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

8番大川隆城議員の質問事項2、小、中学校校舎の全面的なトイレ改修を急ぐべきではないかの要旨2、今後のことを考えるとき、どんな人も使用できるように整備すべきという御質問についてお答えをいたします。

今後のトイレ改修計画において、性的少数者への配慮も含め、どんな人も使用できるように整備すべきとの御意見はそのとおりだと思っております。先ほど御案内しました文科省からの通知にもありましたように、多目的トイレなどの導入について、あわせて検討していきたいと思います。

○8番（大川隆城君）

実は小学校、あるいは中学校に、現地に出向いて見せていただき、また、お話を聞いた範囲では、とにかくトイレそのものもそうだけれども、配水管等がやっぱりどちらも傷んでいる。だから、漏水もしているというふうなことでありますもんですから、もう当然改修をする余地は十分にあるわけですから、この際、やることについては、先ほど答弁いただいたようなことで、ぜひ前に進めてもらいたいと思いますし、また、その整備については、今回普通どおりやって、また、次でそれらの方々に対しての対応をといたら二度手間になる部分もあるもんですからね、先ほど言われた9月に予算計上して、委託の云々ということと言われました。そのことについては、そこまでの間にきちんとどういうふうか十分協議検討をしていただいて、やっぱり皆さんが本当に安心して利用できるということで整備を進めてもらいたいと思います。

何と申しまして、今、学校校舎の中で一番利用頻度が高いのは、それぞれのクラスの教室です。その次に頻度が高いのはどこですかと聞いたら、言うまでもなくトイレなんです。だから、トイレが汚い、臭い、何とかということじゃ、やっぱりよろしくない。やっぱりトイレを済ませて、ああ、すっきりしたというふうに気分的に落ちつく場合もあれば、それ以上のことも効果があるかと思えますから、やっぱり一番使うところは、いつもきれいに使えるような状況にすべき。ましてや、皆さんがそれこそいろんなことを気兼ねなく使えるような場所であることでなくてはならないということは言うまでもないことです。先ほど答弁いただいたようなことを十分考慮いただいて、今後の整備については頑張ってもらいたいと思います。

以上でこの項目は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、鎮西山周辺整備について、要旨1、案内板、モニュメント等の設置はどうか、奥の院の取り扱いはどうなるのかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の3、鎮西山周辺整備について、要旨1、案内板、モニュメント等の設置はどうか、奥の院の取り扱いはどうなるのかについて答弁をいたしたいと思います。

議員の御質疑の中にもございましたが、鎮西山につきましては、観光スポットであることに鑑み、登山口から山頂までの登山コースを中心に、案内板や歴史文化等に関する説明板を計二十数カ所設置をしております。特に登山口の案内板につきまして、議員のほうから、例えば、源頼朝であるとか……（「為朝」と呼ぶ者あり）為朝であるとか、そういったシンボルを用いてはどうか、あるいはもう少し鎮西山の施設の内容がわかるようなものにできないかという御指摘があったかと思えます。

ここにつきましては、今年度、外部の専門家を招聘して、今後の鎮西山の再整備に向けた協議を、検討を行っていく予定ですので、その中でどういうシンボルを用いたらいいのか、あるいはどういうふうにPRをしたらいいのか、看板を出せばいいのか、そういったことも含めて検討してまいりたいと考えております。

それからもう一つ、奥の院についての御質疑がございました。奥の院につきましては、議員の御質疑でもございましたが、村史によりますと、修験道と呼ばれる宗教とゆかりのある場所であるとされているところでございます。ですから、そこは、いわゆる鎮西山の都市公園の外でございますが、あの滝は非常に美しい風景でございますので、町の観光スポットになり得るというふうに思っております。ですから、そういう宗教的な場所であるということにも配慮をしながら、その奥の院の滝のPRをやっていく必要があると思っております。

こうしたことから、昨年度作成をいたしました観光パンフレット、この中では、この奥の院の滝について掲載をしてPRを行っているものでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

案内板については、やはりどこの観光地に行っても、その場所に行けば、まずはその全体を見渡しての、ここには何があります、ここには何がありますというのが整備されているわけですね。ですから、さっきも言いましたように、アスレチックのところとか五万ヶ池のところにもありますけれども、それもいいけれども、やっぱりまずは入り口には、ここですよというのは当然必要じゃないかと思うものですからお尋ねをしております。

それと、その奥の院については、パンフレットには載せていますよという答弁でしたが、

それについては、もうちゃんとあそこを利用されている修験者の方々の了解もとった上でされているのか、その辺が前回お尋ねしたときは、それをきちんとせんことには後々いろいろあったらいけないからという答弁があっていたからこそ、お尋ねをしました。

それで、県内、あるいは全国でも修験者の方々が利用されている滝を観光的に利用されているところはいっぱいあります。小城の清水さんだってそう。それから、相知の見帰りの滝もそう。ですから、当然、観光資源としての利用はできるものだと思いますけれども、先ほど言いましたように、きちんとしたすり合わせというか、しとかんことにはいけないという答弁があったから、重ねてその辺がきちんとできているかどうかお尋ねしたわけでありますから、今後、その辺についてもまた再度確認をしてもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

何といても、今言う観光スポットでシンボリックな山であるということは間違いないものですから、町内、町外問わず、いろんな方があそこに来ていただいて、めでていただくようにぜひお願いをしたいということで、この項は終わります。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨２、ツバキの植栽はどの地域にどのようにされるものか、また町内各地区の植栽はどうなるのかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

引き続きまして、要旨の２、ツバキの植栽はどの地域にどのようにされるものか、また町内各地区の植栽はどうなるのかにつきまして、私のほうからは、所管をしております鎮西山の管理等の観点から答弁をいたしたいと思います。

ツバキの植栽につきましては、今年度、鎮西山の活用による地域振興事業といたしまして、県の未来スイッチ交付金の対象事業に採択をされております。したがって、植栽につきましては基本的に鎮西山いこいの森内にて行うこととしております。

鎮西山につきましては、昨年度、町内の関係者や外部専門家を集めたふるさと振興会議の中で、観光資源としての活用について調査や議論を行ってまいりました。具体的には、町内のスポットをめぐるモニターツアーの参加者や、佐賀市、福岡市、久留米市等の都市部の住民に対しまして、本町の認知度や観光需要に関するヒアリング、またはアンケート調査を実施しております。

この中で、都市部の住民の方の観光や週末の過ごし方のニーズといたしましては、やはり自然と触れ合いたいということが上位に来ておりました。こうしたことを踏まえまして、今後の本町の観光施策におきましては、鎮西山を主要な観光資源としてきちんと位置づけ、トレイルラン等のイベント開催とともに、今年度はハード整備の手始めとして、町木であるツ

バキの植栽を鎮西山にて行うものとしたものでございます。

以上です。

○産業課長（小野清人君）

私のほうからは、大川議員のツバキの植栽の御質問のくだりの町内各地区の植栽はどうなるのかということにつきましてお答えを申し上げます。

12月議会でも答弁しておりましたが、ツバキの植栽は各地区の公民館等への御協力をいただけるように、4月の区長例会で依頼を行ったところです。結果としては、今年度は要望が上がってきておりませんでしたので、植栽する地区についてはございませんということです。

この事業の今年度の要望期限が5月末日となっておりますので、今年度は植栽する地区はございませんが、来年度に向けて区長の皆様と協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

先ほど鎮西山関係の植栽については、いこいの森内に計画をしているということですが、じゃ、大体、本数的には何本程度予定されているか。

それと、植栽するに当たっては、例えば今、協働がよく言われますけれども、その意味合いからすると、町内の皆様方の御協力をいただいて植栽に当たるということであるのか、それとも、そのほかの形を考えてあるものか、その辺もお尋ねしたいと思います。

いこいの森といたら、申しわけない、五万ヶ池周辺ということで捉えとっていいですかね。その辺、ちょっと教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ツバキの植栽のまず本数についてお尋ねがございました。これにつきましては、苗木なのか成木なのかによって単価がかなり違うというふうに業者のほうから聞いておりまして、ですから、どの部分に成木が行って、どの部分に苗木を植えるのか、こういったことも検討した結果、本数というものが決まってくると思いますので、今後の検討の中で決めていきたいと思っております。

それから、協働ということでございました。私どもも、なるべく住民の方に御参加をいただければ、鎮西山に対する親しみが増すのではないかというふうに思っております。基本的に苗木とか成木の調達であるとか、いろんな植栽に関する道具の調達とか、そういったものは業者のほうにお任せしようと思っておりますが、住民の方に参加を呼びかけて、そういう植樹のイベントとして開催ができればというふうには思っております。

それから、企業さんのほうからも、企業のボランティア活動として参加をしたいというふうな申し出も受けておりますので、住民の方、それから企業の方も参加型のイベントとして植樹ができればというふうに思っております。

あと、植樹の場所が、私が鎮西山いこいの森と申し上げましたが、これはいわゆる都市公園全体ですので、山頂からアスレチック広場、五万ヶ池周辺、あの一帯全てを含む場所として御理解をいただければというふうに思っております。

○８番（大川隆城君）

あの辺一帯を含めて、いこいの森というふうに捉えてもらえればということでありましたが、私はできるならば、五万ヶ池周辺、なぜならば、あそこに以前植栽したオトメツバキですか――がまだ残っていますよね。ですから、それに連なって植栽すればよろしかり、それに加えて、あそこの広場の段切りしたあの辺にも少しツバキ残っていますが、あれにまたつけ加えて植栽すれば、あの辺一帯がツバキの花が咲くときは、もうきれいに見えるんじゃないかなというふうに思うものですからね、これはもう私個人の考えですが、あの辺一帯にされれば、手前のほうでは桜が、満開時は桜で楽しんでいただける。そして、そのツバキの時期になれば、五万ヶ池に映るツバキもですね、きれいに見ることができるからいいんじゃないかなという感じがしておりますので、その辺を含めてまた御検討いただきたいと思います。

それから、先ほど小野課長から答弁いただきましたが、区長会では御賛同がいただけなかったということですが、前回は申し上げたかと思えますけれども、これは町がやりたいということで計画をしていますという表明といいますか、お示しをされました。当然、区長さん方の御協力もいただかなくてはなりません、よく触れておりますように、ツバキは町の木、町木でありますよということを皆さんに御認識いただきたいということも含めて、また、今度は、それからとれる、ツバキの実からとれる油、ツバキ油を利用して上峰町のふるさと納税返礼品としても今好評を得ているということもあるものですから、そういうことにも利用ができる、そういうことも含めてぜひやってほしいということをお願いをしているわけですので、区長さん方からはそういうふうなことだったかもしれんけれども、それで終わりじゃなくて、じゃ、ほかの形でどうかということも多分お考えかと思えますので、その辺どうでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○産業課長（小野清人君）

区長会での私の要請の仕方がまずかったというふうなことも考えておりますし、先ほども申し上げますとおり、今後とも区長の皆様方にはもっと詳しく説明をしていながら、大川議員言われますツバキは町木であるということをPRを兼ねまして、区長の皆様方とは詳しくお話ししていきたいというふうに考えます。

また、区長会のみならず、ほかの各種団体、企業等への推進を図っていきたいというふうに考えます。

以上です。

○８番（大川隆城君）

とにかく、いろいろ難しい問題もあるかもしれませんが、今後についても鋭意努力をお願いしたいと思います。

それで、これに加えてで申しわけありませんが、教育局長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、例えば、小学校、中学校の職員室の横あたりに庭園ですかね、とかありますよね。そこらにツバキの植栽というのはいかがなものでしょうか。それが、何でかという、何遍も言うように、ツバキの木は町の木、町木だということを子供たちにも認識してもらえといけれどねという思いもあるものですから、ちょっと申しわけないが、お尋ねします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御提案ありがとうございます。少し現場を見て、どのくらいのスペースが確保できるかなど、今後、小学校、中学校の校長先生と一緒に協議してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○8 番（大川隆城君）

今、小、中学校に対しての植栽について、もう、ちょっと前なんです、小学校の前校長だったですかね、ちょっとお話ししたときには、今、学校に不法侵入者の関係があるものだから、大きな木はなるべく植えないようにしていますという言葉聞いた覚えがありますけれども、それはそれとして、ツバキはそんなに大きくはならんだろうと思うものですから、できれば、その辺も含めて検討してもらえればと思うところでもありますので、ぜひ、さっきおっしゃってもらったように、各校長先生あたりとの協議をしていただいて、もしできますならば、植栽の方向で取り組んでももらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でこの項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問事項4、米倉文庫の取り扱いについて、要旨1、ほとんどが専門書なので大学に管理等お願いできないかについて答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

皆さんこんにちは。大川議員の質問事項4、米倉文庫の取り扱いについて、要旨1、ほとんどが専門書なので大学に管理等お願いできないかについて、私の答弁を申し上げます。

まず、歴史地理学の権威であります米倉二郎先生の蔵書受け入れの経緯からですが、平成15年12月19日に、蔵書受け入れによる、町より議会常任委員会に諮りましたところ、貴重な資料であるので、地元の財産として町で保管し、有効活用したいという意思統一がなされました。平成17年11月に、ふるさと学館2階に受け入れをしております。

また、米倉先生が在籍しておられた広島大学でも、図書館に蔵書を収容することは不可能であるので、新しく建設される博物館に保管することが検討されましたが、それも蔵書の一部ということでした。当時、町教育委員会としても、八藤遺跡保存整備計画の中で、将来的に八藤遺跡について保存施設を建設し、一般公開していくという計画がありまして、この整備にあわせて施設を整備し、先生の蔵書を公開するという蔵書取扱基本方針があります。その整備までの期間の取り扱いについて、ふるさと学館2階の1室を文庫に充て、蔵書を一括管理し、目録の整備をし、目録の公開によって研究者を初め一般の方へ提供していくとあります。

この方針を踏まえて、現在、ふるさと学館で目録整備をし管理をしているところなんですけれども、新たな施設、ふるさと学館、大学等でいかに管理をどこにするのかということは今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま課長から答弁いただきましたように、平成15年当時、確かにこの上峰出身の先達の米倉先生の蔵書は極めて貴重な資料だと。だから、それが分散することは残念だから、やはり町内に集約、保管をするべきじゃないかということで、今、課長が言われたとおりの形で、今あそこに保存をしているわけですね。そして、そうしながら有効活用してもらおうということでのことでありましたけれども、その後、十四、五年ぐらいたっておるわけでありましてけれども、その間に有効利用してもらえんというふうに思っていたけれども、先ほども申し上げましたとおり、ほとんどが専門書であるもんですから、それをこのふるさと学館のほうに足を運んでそれをごらんいただくとかいうふうなことで御利用いただく方が年に二、三人程度がおいでになったくらいだというふうなことは、もう御案内のとおりであります。

そうなれば、有効利用をもちろんしてほしいんですけども、その対象者が町内には余りいらっしゃらない、その二、三人おいでの方も、やはり専門的な研究をされている方か、あるいは大学関係の方だろうというふうに想像できますので、それならば、学校の大学あたりできちんと専門的な研究をされている方の近くに置いておいたほうがいいんじゃないかということでこういうふうなことをお尋ねしているわけでありまして。検討をするということの中で、先ほどは八藤遺跡の、言うならその整備をしたときに向こうに移管するということも

お考えの中にあったというふうにお聞きしますが、これまた八藤遺跡の、今言う保存の建物あたりができ上がるというのが、まだ何年後か、ちょっとまだ具体的な話は聞いていないから知り得ませんが、もう少し時間がかかることはもう間違いないと思うわけですよ。ですから、やはり今のうちにそういうふうな有効利用をしてもらう手だてをとるために大学にお願いするとかがいいんじゃないかならうかと思うわけです。

と同時に、今度は、お聞きすれば、あの蔵書も含めて燻蒸処理することもしっかりと決まっているというか、するようになっていっているらしいけれども、予算の関係云々でなかなかされていないちゅう話も聞く。そしたら、せっかくの貴重な資料と言われるのが、だんだんあそこに置いてはおるけれども、置いておる中で朽ちていくことも当然考えられるわけですよ。ならばなおさら、そういうふうな有効利用のために専門筋の方のところに置いておった方がいいんじゃないかという思いがするんですが、いま一度その辺いかがでしょうか。

○文化課長（中島 洋君）

確かに大川議員さんの言われるとおり、蔵書的に1万9,190点あります。その蔵書を管理しています。管理して、なおかつ目録を整備しております。その目録自体を大学等にPR活動して、今後していこうかという計画はしておりますけれども、その蔵書自体をほかの大学にというところまではまだ検討していないところです。今後、保管場所等もいろんな方策等、八藤遺跡の保存の計画の中でも予算が通りましたら、補正予算で上げておりますけれども、その予算等通りましたら、その中でも検討していきますけれども、いろんな方策の中で、どこの施設に管理しておったが一番いいのかという形のところは検討していきたいと思っております。

以上です。（「じゃ、議長、済みません、2番の項目に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、要旨2、デジタル・ベース化により保管することはできないか、そのことにより、現在の保管スペースの有効利用ができるのではないかについて答弁をお願いいたします。

○文化課長（中島 洋君）

大川議員の質問事項4、米倉文庫の取り扱いについて、要旨2、デジタル・ベース化により保管することはできないか、そのことにより、現在の保管スペースの有効利用ができるのではないかについて、私のほうから答弁申し上げます。

米倉文庫は、ふるさと学館2階の1室を文庫に充て、蔵書を一括保管しているところですが、先ほど議員のほうから言われたように、蔵書自体も、私も見たんですけれども、劣化してきております。デジタル化による保管ということは有意義だと思いますけれども、財源の確保等もありますので、全部のデジタル化という形のところは財政当局とも協議をしていきたいと思っております。

ちなみに、平成21、22で1万9,190点の書籍等をデジタル化したときには、12,000千円ほ

どかかっております。

また、要旨1で説明しておりましたとおり、蔵書は現在はふるさと学館で保管しているのですが、デジタル化した場合には、研究者へのデータの提供等ができるのではないかと考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

このデジタル・ベース化というのが、もう皆さん御案内のとおりでありますけど、本当に、もう費用はかかるかもしれません。ただ、保存する場合においては、もう少ないスペースでたくさんの容量をストックというか、保管できます。そして、それを見る場合も、すぐ取り出してというようなことも、便利さも出てくると思います。ですから、もう本当に、先ほど最初に言ったように、大学あたりでそれをきちんと、今も言われたように、もう既に劣化というか、いろいろあっていることは事実でありますから、そういうのが進まないうちにきちんとそういうふうになれば、後々まできちんとデータとして残りますし、そして、スペース的にも少ないスペースでできるということにもなりますから、やっぱりそれがいいんじゃないかなという感じがしています。それと同時に、あのふるさと学館全体のスペースの中での今保管されている研修室ですかね、あのスペースも決して小さくはありません、大きいほうなんです。ですから、もう本当にもったいないという言葉を使ったら語弊がございすけれども、やはり有効利用ということを考えたら、やっぱりそういうことが当然対応することが必要じゃないかと思っているわけです。

と同時に、最初に言いましたように、やはりあそこをいかにして皆さん方に利用してもらっていろんな情報を提供するかということになりますと、いろんな展示会、それは絵だつてそう、それから今言ういろんなやつがあると思います。それを大いに取り入れなさいよということを前回までもずっと言ってきた経緯もあるもんですから、そういうことをやるとすれば、やはりある程度広いスペースも要るわけなんですよ。ですから、そういうことでの利用に向けていければ、本当に皆さん方に喜ばれるんじゃないかというのが1つ。

それと加えて、米倉先生、あるいは合瀬先生、あるいは、先ほども御紹介したように、小学校の校歌、中学校の校歌の作詞が米倉先生で、作曲が下坊所出身の中山官一先生が作曲していただいている。そういうふうに町の方々の先生たちがいらっしゃいますから、それらの方々の、今言う写真を掲げて、この先生はこうこうこういうふうなことで貢献いただいたというようなことを顕彰するためにも、あそこに掲げて皆さんに紹介する、そういうふうなことも当然今後は必要じゃなかろうかなという思いがしております。ですから、そういうことの顕彰する場として使うとか、そういうことも今後は、もしあのスペースがあいたとするならできるじゃないかという思いもするわけですよ。ですから、できれば、今言うように、デジタル・ベース化をしてほしい。そのためには、やはり専門家の先生においでいただいて、

そして、これはやはり残すべきだ。これはそうでもないという、その仕分けというか、区分けというか、それは当然してもらう必要があるかと思いますが、その辺をぜひやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○文化課長（中島 洋君）

大川議員の質疑にお答えいたします。

先ほど有効利用、もちろんうちのほうでも写真展等も郷土研究室のほうでも開きました。そういった展示物——絵とか写真とか、そういったものの有効利用等ももちろん図ります。今後、もしその有効利用の面積等がとれる場合やったら、検討していきたいと思っております。

それと、米倉先生、合瀬先生、中山先生、偉大な先生たちの蔵書等にかかわる、本にかかわる等ありますので、写真等の掲載等も検討していきたいと思っております。

それとあと、研究者の方に入ってもらって、この本はどうという形のところの分別、種別、区別、そういったところの部分をやりながら、どういった形でこの蔵書を保管して管理していくかということまで検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いしておきます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ですから、もう言いたいことはもう十分わかっていただいていると思いますが、決してあれを粗末に扱うじゃなくて、やはりこの町の先達の皆さんがいろんな御努力をいただいて、こうだったということを後世に残す必要も当然ありますから、その思いがあるからこそ、きちんとした形で残すべきは残し、有効利用をしていく必要があるというふうに思いますもんですから、今、課長が答弁いただいたようなことで今後十分検討をしていただいて、やはり有意義な形で保存とかそのようなことの対応もしてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項5、切通交差点について、要旨、その後の進捗状況はどうかについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

大川議員の質問事項5、切通交差点改良について、要旨1、その後の進捗状況はどうかという質問に関してお答えいたします。

この事業に関しまして、行政報告の中でもお示ししておりますとおり、測量試験費の予算配分があっているということを聞いており、いよいよ事業に着手される予定でございます。

今年度は予算の範囲内で、切通川にかかる橋梁の拡幅に伴う地質調査及び橋梁の設計並び

に交差点改良の実施設計を予算の範囲内で計画されているようでございます。

なお、事業同意に関しましては、5月までにさらに4名の同意を得ており、残り数名の方についても、引き続き誠意努力し、事業同意の理解を得ていきたいと考えているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

もう本当に関係地権者の皆さんが御協力をいただく体制になってきたことで動き始めたことは大変うれしゅうございますね。今言われたように、ことしは橋梁拡幅とか実施設計等について取り組まれるということではありますが、じゃ、今後の流れとしては、先ほどもほかの件で聞いた経緯がありますが、今後の流れとしては、例えば、何年には何というようなやつをよかったら教えていただきたい。

○建設課長（三好浩之君）

今後の流れはということですが、一応ことし測量設計をされて、今年度内に、早い時期に完了した後に地元説明会を開催していきたいということで聞き及んでおります。その後、来年以降、用地買収に入られて、実際は、その後に工事にかかるのは、今のところまだ計画が立っていないということで聞いております。まずは事業費の確定をさせていくということが先決であるということで考えられておられるようです。

以上、終わります。

○8番（大川隆城君）

今、答弁いただきました。今年度中に設計が上がり次第、地元説明、そして、来年、30年には用買に入っていきたいという予定だということでもあります。これまでも交差点改良については、もうどこの市町も関係するところは一生懸命努力をされてきておったわけですが、御案内のとおり、東のほうを見れば、中原の三養基高校前の交差点も、もう既にどんどん進んでいますよね。それ以前に、三田川の苔野の交差点もできました。ほかもできたということで、いよいよこの切通だけが最終段階的になっていることも御案内のとおりですね。ですから、当然、国道事務所としても、もうしなくちゃならないという認識はあられると思いますので、それがいろいろ、今言う同意、あるいは地元説明の段階で、いろいろまた反対と言ったらいかんですね、いろいろ時間がかかる場合もありましようけれども、せんといかんことはもう間違いないですからね、できるだけ早くしてもらいたいというふうに思います。

ですから、これまでも前任の課長、あるいは町長にもお願いして、やはり行政トップが足を運んでもらえれば余計に御理解いただく部分もあるじゃないかというふうなお話もさせてもらった経緯もあります。ですから、本当にここはもう長年、町としても懸案事項でもありましたし、地元の方も、もうとにかくあそこを早く何とかしてほしいと、あそこがつかえる

もんだから、切通の地区内、あるいは住宅地区の道路に迂回路的に入ってこられて、2つ、3つの事故があったというようなことも地元の方からも聞いておりますし、やはりそういうことが今後起きないためにも、早くやはり進めるべきだと思いますんで、もう本当にいろいろと大変な面はあると思います。あると思いますけれども、やはり町民の皆様のためにということを第一義にお考えいただいて、三好課長も来て早々にこういうことでは本当大変かもしれませんが、今後ともぜひ早期に完成を見るように努力を重ねてもらいたいと思いますので、最後に一言、その意気込みを聞かせてもらって終わりとします。よろしくお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうから激励の言葉をいただきまして、私もありがたく感じております。

この事業に関しましては、当初から私も担当者であった時代からの懸念事項でもございました。早速事業に入られるということで、うれしく感じておるところでございます。

町としましても、早期に完了ができるように、国のほうと協力をしながら、用地の買収なり、地元との折衝なり、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。（「どうぞよろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

これで8番大川隆城議員の一般質問を終わります。

それでは、通告順のとおり、1番向井正君より一般質問をお願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんこんにちは。1番向井正です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、2月の定例会でも質問したのでございますが、公共交通の見直しということで、本年度10月ぐらいにデマンド型交通を導入されるとのことでございましたが、その後の進捗についてお伺いいたします。

2点目に、最近、全国的に高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違い等による大きな事故が多発しておりまして、高齢者の事故防止対策の一環として、県内においても、9市町が運転免許自主返納者に対し支援策を導入しているのでございますが、上峰町として、この支援策についてのお考えをお伺いいたします。

2つ目に、空き家対策についてでございますが、1点目に、4月1日より上峰町空家等の適正管理に関する条例が施行されたのでございますが、この施行後の空き家対策の対応についてお伺いをいたします。

それから2点目に、これも関連ではございますが、空き家バンク制度の要綱策定につきましては、以前より住民課長のほうで準備を進めておられるということも聞いていたわけですが、このバンク設置についての進捗についてお伺いをいたします。

3つ目に、3月にはトレイルラン、それから桜のライトアップ、4月の歩こう会と、この春、鎮西山を舞台としていろんなイベントが続き、大変大勢の人でにぎわったのですが、以前から私、1つ気になっておりましたのが、アスレチック広場の荒れようといいますが、荒廃でございます。そこで、今後、アスレチック広場の改善についてのお考えはどうか、お伺いをいたします。

最後に、昨年9月に請願採択されました鳥越地区にございます土水路改修の件でございますが、その後の進捗についてお伺いをいたします。

以上、4項目について質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、公共交通について、要旨1、デマンド型公共交通導入計画の進捗はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項1、公共交通について、要旨1、デマンド型公共交通導入計画の進捗はに関して答弁をいたします。

地域における公共交通のあり方について、平成27年9月に第1回上峰町地域公共交通活性化協議会を開催し、以後、通学福祉バスにおける乗降調査、住民アンケート調査や地区における意見交換会、民生委員等の聞き取り調査、計画原案に対するパブリックコメントの実施を経まして、平成29年3月に上峰町地域公共交通網形成計画の策定がなされました。

地域公共交通網形成計画は、地域における公共交通全般を網羅的に捉えるため、現在の通学福祉バスのみに特化した計画ではございません。しかし、上峰町における公共交通の中心的役割を果たしていることから、他の公共交通機関との有機的な接続を行う観点からも、従来からの課題を解消すべく機能的な運行を目指すこととして、活性化協議会における議論を経て指標を整理したところです。

その中で大きく3つの運行形態を明示しており、1つ目が通学バス、2つ目が巡回バス、3つ目が予約型乗り合いタクシー、この3つを重層的に運行していくということとなりますが、議員御質疑のデマンド公共交通は、3番目の予約型乗り合いタクシーが担う機能かというふうに思われます。

今後、細かい運行計画は、活性化協議会の中での議論を経て詳細に煮詰まっていますが、取り急ぎ今議会に上程しております補正予算においても、車両に係る取得費など計上し、国土交通省への協議や補助申請への準備もあわせて進捗しているところでございます。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

河上課長のほうから今説明をいただきました。地域交通網の見直しということで、新たな公共交通の取り組みとして先日の全協でも御説明をいただいたわけですが、中型バ

スを1台、それからデマンド型の、この乗り合いタクシーをタクシー用として2台を購入、それから現在、今、通学用として走っています、のらんかいですか、大型バスに関しても、今後、老朽化等に伴って買い換え予定ということでございます。

今後の公共交通にこれらを充てていかれるということでございますが、まず、このバスの件でちょっとお伺いしたいんですが、朝夕の通学時間帯は今までと変わらず、通学、全町的な通学福祉バスとしての機能を継続ということでございますが、現在、朝の通学便としますと、南回りが1便ですか、それから北回りが、要するに1便目が折り返しで2便目として運行しているという状態で、この2便目が1便目より30分ほど学校に到着する時間がおくれるということも、これは以前から耳にしておりまして、2便目を利用する子供たちが始業時間まで余り余裕がないということで、ここで3台での運行となれば、この問題も解消できて大変よいことだと思っております。

その他の時間帯ということでございますが、アンケートとか住民説明会、それから、乗降調査等の結果を踏まえて、運行範囲ですか、そういったものを設定され、定路線型での循環バスとして町の中央部を運行ということで先日来説明をいただいているわけでございますが、今までより循環範囲的には大分狭くなるわけでございますが、路線につきましては、今まで以上にもう少し細かく路線の拡大というものも今後必要ではないかと思うんですが、その辺についてはどういうふうな、お伺いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

今、向井議員のほうから御質疑がありました内容につきましては、いわゆる昼間帯におけます巡回型のルートに関しての御質疑かと、このように受け取っております。

巡回のルートにつきましては、実際に乗降客がこれまで特に多かったところ、あるいは要望の多い病院等、こういったところを加味し、あと住民アンケート等も加味してルートのほうを、あらかたのルートのほうを設定させていただいたというような形になります。

また、これまで1便当たりの運行時間帯が長いとか、あるいはちょっと乗りかえたときにバスがその時間帯にないとか、そういったこともございましたものですから、機能的に需要度の多いところを巡回するような仕組みを取り入れようと考えているところでございます。

それで、じゃ、その巡回をしないほかの地域については空白地域になるのではないかとという御指摘もあるかもしれませんが、これにつきましては、まさに予約型乗り合いタクシーのほうで重層的に対応して空白区域をつくらないというような考え方で対応しているところでございます。これで3つの運行形態を重層的にというのは、そういった趣旨でございますので、御理解のほど賜りたいというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

需要度の多いところを網羅していくということでございますが、例えばでございますが、役場へ用事に来られて役場の用を足されて、それで帰りにJAとかよりみち、あちらのほう

まで行きたいという方がいらっしゃると思うんですよ。でも、距離にしたら大したことはないんですけど、例えば、やっぱり高齢者の方にとって歩いて移動するのっていうのは結構つらいんじゃないかと。だから、そういうところも含めて、今度住民の要望に沿う路線拡大というものもお願いしたいと思うわけですが、今ちょっと例で出しましたよりみちあたりはいかがなんでしょうか。ルートに入っているんでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ルートに入っているかどうかという点なんですけれども、今現在、デマンド型のほうの指定施設というのは、J Aとか金融機関とか、そういったところも商業施設を含めてしていく方向で考えておりますので、まずデマンドの、いわゆる乗り合いタクシーのほうとしては、まず問題ないというふうに思っております。

巡回のほうで、じゃ、やれるかどうかということになるんですけど、今の巡回図でありますと、一応ルートのイメージという形でしか今のところ、ざっくりでしかお示ししておりませんけれども、一応県道を、ルートに入っておりますので、そういった中では寄っていくということも十分あり得ると思いますし、そこを乗せていったほうが逆に機能的だろうということも考えられますので、そういったところも含みおいたところで、ルートの的なものは活性化協議会の中でも十分検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○1 番（向井 正君）

それから、デマンド型乗り合いタクシーについてでございますが、これは事前予約制で、運賃についてはまだ未定だと伺っているのですが、この運賃についてもなるべく受益者負担の軽減にということを考えて設定をお願いしたいと思います。

それから、デマンド型乗り合いタクシーの利用条件ないし利用範囲についてはどういったお考えなのか、お伺いをいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ただいま2点、質疑のほうを頂戴したかというふうに思っております。

まず1点目、料金のほうですけれども、議員御指摘のとおり、まだはっきりした料金体系というものはまだ決まっておりません。一応目安といたしまして、例えば今のタクシー料金、初乗りが640円かというふうに思いますけれども、大体これの半分程度というのは一つの目安になっているようでございますので、そこを軸に検討していくような形にはなるだろうというふうには思っております。

また、他のタクシー業者、あるいはバス業者、こういった方たちも既に運行している路線がございます。ですので、私どものほうとしては、民業圧迫ということではなく共存していけるような料金体系というものも今後検討していく、そういった含みも必要かというふうに思っておりますので、この辺も活性化協議会での今後の議論になるだろうと思います。

ただ、一定決めた料金に対して、この後、また御質疑があるかと思いますが、例えば免許証の返納制度の支援対策とか、あとは定期券制度の導入とか、そういったもので幾分の割引をしていく、こういったものに関しては、そういう対応もできるだろうというふうにも考えておりますので、そういったことも含みでいろいろな手法がございますので、さまざま検討していきたいというふうに思います。

それとあと、もう一点御質疑をいただきました。デマンドのほうですけれども、どの辺まで対応するのかということでございます。

議員御指摘のとおり、基本、登録制という形になるというふうには思っておりますけれども、何か制限を設けていくというようなことでは今のところ考えてございません。ですので、何か制約を課すというようなことでは今のところ考えてございませんので、そういった趣旨で今のところは検討させていただいているところでございます。

以上です。

○1 番（向井 正君）

指定施設の説明がちょっとなかったんですけど、よろしくお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

失礼いたしました。指定施設に関しての答弁がちょっと漏れていたようですので、補足をさせていただきます。

予約型乗り合いタクシーにおけます指定施設、こちらのほうは警察等とも十分協議をしていく必要があるとは思いますが、現段階におきましてこちらのほうで想定しておりますのは、公共施設、それと医療施設、金融機関、商業施設、あとその他といしまして、例えば西鉄バス等の接続点、こういったところを検討しているところでございます。

以上です。

○1 番（向井 正君）

利用範囲については町内の指定施設に対してこれも利用可能ということでございますが、住民の中には、例えばですけど、目達原の整形とか、あるいは皮膚科といった、町外には当たるんですが、隣接します病院に定期的に通っておられる方や、また、鉄道ですか、中原駅とか吉野ヶ里駅といった電車を利用して出かけたという方もおられるかと思うんです。そうなりますと、広域的な手続等、いろんな必要になってくるかと思うわけですが、その辺の対応についての今後の考えというのはいかがなんでしょうか。お願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

広域的な利用に関しての御質疑であるかというふうに認識をしております。

広域になった場合、例えば近隣の町外の病院、あるいは主要なポイントとなります、例えばＪＲ駅の各駅、ここへの乗り入れということかと思えます。そういう状況になりますと、

上峰町だけではなくて、御指摘のとおり、例えば吉野ヶ里駅であれば吉野ヶ里町、中原駅であればみやき町といった形での各活性化協議会での合意が当然必要になってくるということになります。また、そこにはバスの事業者さんやタクシーの事業者さんが乗り入れをされておられるということが十分考えられますので、そういった方々の意見も当然聞いていかなきゃいけないということになります。ですので、时期的なものがどうかというふうに問われれば、今現状でお答えするのは非常に難しいような状況かと思えますけれども、住民のほうからも、このことにつきましてはアンケートの結果とかで要望が出ているところではございます。ですので、私どものほうも、そういった対応についての必要性というのは十分理解しているところではございますけれども、今後ちょっと機が熟すところがあれば、そういったところでいろいろな御提案等々を差し上げるような形になるかと思えますけれども、現状といたしましては、課題として認識しているという状況でございますので、御理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

○1番（向井 正君）

高齢化というものもこれから進んでまいりますので、移動制約者の方たちはもちろんのことですが、住民の皆さんが移動手段として利便性を感じていただけるような、そういった公共交通網、広域化を含めて今後お願いしたいと思えます。よろしくどうぞお願いします。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨2、免許証自主返納支援制度について考えはについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項1、公共交通について、要旨2、免許証自主返納支援制度について考えはに関して答弁をいたします。

佐賀県警の取りまとめでは、2016年に佐賀県で運転免許を自主返納した方は1,438人で、過去最多だった前年より23.0%ふえたとのことでございます。ドライバーの高齢化とともに高齢者による交通事故が社会問題化し、運転免許証自主返納への関心も高まったことが要因かというふうに推察されます。こういった状況に鑑み、官民を問わず対策を検討する事例がふえてきております。

当町におきましても、現行の通学福祉バスに御乗車いただいた際に、一般——これは中学生以上の方になりますが——の場合は100円の運賃を今現在いただいております。運転免許経歴書を御提示いただければ、半額の50円の運賃、これは小学生が乗車する際の運賃とすることでの対応が図れるように、今回、補正予算のほうに運営委託料の中に含みで計上を差し上げているところでございます。

多くの場合、認知症高齢者による交通事故の懸念が免許証自主返納へ後押ししていくもの

とは考えられますが、当町においては、特に高齢者に限定する意図はなく、運転免許証の自主返納により移動制約者となられた方々につきましては、積極的にバスの利用を行っていただくためのインセンティブとしてこういった制度の活用を行っていききたいと、このように考えております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

はい、ありがとうございます。今回、免許証の自主返納者支援対応として、コミュニティバスの割引、これが一般の方が100円から50円にということで予算も計上されておりますが、県内においても、免許証自主返納支援制度というのを導入している自治体というのが9市町ほどあるようでございまして、その9市町も支援の内容等はそれぞれで、例えばタクシーの割引券の配付とか、コミュニティバスやデマンドタクシーの割引等さまざまでございますが、今回、上峰町も公共交通の見直しということで、乗り合いタクシーの導入ということでございますので、この乗り合いタクシーに関しましても、免許証の自主返納の支援制度というものを設けていただいて、例えば車の運転に自信がなくなったりとか、また、運転する機会が極端に少なくなったと。そういった高齢者の方が自主的に免許証を返納しやすい対応といたしますか、環境ですか、そういうことも設ける必要があるかと思うわけでございますが、その辺についてのお考えをお伺いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

予約型乗り合いタクシーを導入した際の対応についてのことかというふうに思います。議員御指摘のとおり、そういった対応も今後必要かというふうに思っております。

先ほどの質疑の中で、料金設定の件について若干触れる面があったかと思いますが、まさにこういった対応により通常の料金よりも安くするという可能性は伸び代として十分あるんだろうなというふうに思っております。また、今回の施策は、第1弾といっちはなんですけれども、そういった形で考えております。

今後、バス事業の運行見直しを行う中で、乗ってみたいバスという形で動機づけが当然必要になってまいります。ですので、こういった支援施策はそういった一つというふうに考えておりますので、引き続き乗りたくなるバス、こういったものを実行していく上で、さまざまな仕掛けをやっていく中での一つというふうに考えておりますので、今後ともそういった形でやっていきたい旨の一応考えがあるという旨、御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

今後、導入のときには考えていただける、そういう検討をしていくということでございます。なかなか長い間、自分で車を運転されていた方にとって免許証の自主返納ということに

なると、いろんな意味で思い切りというか、決断というか、そういうものが必要かと思うんですが、そういった自主返納される方には、やっぱりこういった公共交通の割引等も含めて支援していくことも大変必要かと思うわけでございます。

例えばですけど、近隣ですと吉野ヶ里町さんが昨年9月からデマンドタクシーを導入されておりますね。その際に、障害者手帳とか療育手帳を交付を受けている方とか、それから、免許証の自主返納者に対して町へのデマンドタクシーを料金を半額にされております。こういった支援制度を通じて、運転に不安を持っておられる方等に免許証の自主返納を促すことにもなり、それから、公共交通の利用拡大にも必ずつながるとは思うんですが、もう一度その辺、答弁をお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

大変心強いお言葉ありがとうございます。私たちもいろいろやっていく中で、いろいろな支援策というものを今現在も考えているところでございます。もちろんバスをよりよく乗っていただかなくては意味がないというところもありますので、なるべく多くの方に乗っていただけるような形での施策というものをいろいろ御提示差し上げたいなというふうに考えております。

また、先般できました地域公共交通網計画、こちらのほうにおきましても、高齢者の外出支援というものを一つテーマに掲げております。よその市町などでは交通部局のほうが大体策定しているんですけども、私たち健康福祉部局、特に福祉部局のほうで作成しているということもございまして、そういったところを外出支援という形でなるべく高齢者の方たちに外に出ていただく、こういったところも一つ主眼として考えておりますので、そういったところも中心に考えていきながら、いろいろな手を考えていきたいというふうに思っているところです。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○1番（向井 正君）

ぜひよろしくお願いいたします。

じゃ、次にお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項2、空き家対策について、要旨1、空き家条例施行後の対応はについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。私より、1番向井議員の御質問にお答えいたします。

質問事項の2でございます空き家対策について、要旨の1、空き家条例施行後の対応はについてを答弁いたします。

議員おっしゃいましたとおり、本年4月1日付で上峰町空家等の適正管理に関する条例が施行されたところでございます。

今年度の空き家対策に関する取り組みといたしましては、今現在把握をしておりますデータベース化をしているという表現を今までやっておりますが、空き家情報の精度をやはり上げるということが大事だというふうに思っているところでございます。

そういったことを鑑みまして今年度、昨年度から動き始めましたけど、空き家対策推進事業を何らかの国のメニューでできないかというふうに国庫補助事業等を模索しました。その中で、昨年1月、社会資本整備総合交付金を利用いたしまして、実態調査をまずやるということで、そのメニューの一環として上がっておりましたものですから手を挙げた次第です。27年4月3日に事業内容に対しまして国より内定をいただきました。そのことで、国庫補助事業を利用いたしまして、今後、この活用した実態調査の実施及び調査結果のシステム化、データベース化からシステム化に計画を上乗せしていきたいというふうに考えております。

実態調査の中では、空き家の所有者を特定した上で全部の所有者に対しまして空き家の活用等に関する意向調査を実施いたしまして、その結果をもとに、空き家等対策計画の策定につなげていきたいというふうに考えております。

システム化につきましては、今議会で補正予算をお願いしております。国庫補助事業の交付の内定を受けておりますので、当然、専門の業者等を選定いたしまして、今後の空き家対策に資する基礎事業を行いたいというふうに考えておるところでございます。しかしながら、意に沿ったシステムの構築には、やはり時間も要することと考えられます。この間におきましても、緊急的な対策、事業は実施をされておりますので、空き家、空き室等に対する苦情等があることも当然想定ができることと思います。このことにつきましては、事業の遂行と同時に、個別的な対応につきましても、環境のほうで対応していきたいというふうに考えているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○1番（向井 正君）

条例施行後の対応ということで今説明をいただきましたが、空き家対策をまず進めていくには、まずもって前回の議会でも課長のほうから答弁いただいているわけですが、上峰町の空き家等対策推進協議会ですか、まずこの協議会によっていろんな決め事というか、協議がされないと、空き家対策というものも進展しないのではないかなと思うわけですが、この協議会の構成メンバーも、総務、建設、福祉、税務、住民といった行政の関連所管の課長さんと区長会会長さん、それから有識者、それから、ほかに町長が必要と認める者といった8名で構成されているということでございますが、この条例が施行されてから2カ月ほど経過しているわけですが、その後、この協議会というのは開かれたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。協議会の開催のことについてでございます。

さきの12月議会等で、条例の設置に伴いまして要綱の設置、協議会の設置要綱等をお願いしたところでございます。その後、先ほど来ちょっと御説明をしましたとおり、社会資本整備事業計画等に乗せまして、今後、データベース化をさらに推し進めまして、システム化に向けての動きということを加速化させようということでございまして、その中で、そのプロセスの一環としまして、この協議会を乗せていこうという形をとろうというふうな計画を今持っているところでございます。

実を申しまして、協議会はまだ一回も開催はできておりません。協議会の開催をしていないということではございますけど、内部的には、やはり先ほど申しましたとおり、いろんな問題が生じておりまして、この協議会、今、要綱内で設置しております協議会のメンバーの方たちへの御相談等はしながら一応対策を講じているところではございます。しかしながら、今後のシステム化につきましては、当然、次の御質問でまた出てまいりますような空き家バンクの制度であるとか、今度は特定空き家のほうに持っていくのかとかというふうな分かれ道が出てくるところでございます。そこにはランクづけというのが当然出てくるところでございまして、そのランクづけをするためにはどうしても有識者の方、地権者の方等々が必要になってまいりますので、今後、事業を進める中でこの要綱等も再度ちょっと煮詰めまして、このメンバー等の再構成等も含めましたところで協議会のメンバー等の再構成も含めまして、協議会設置に向けて同時進行という形をとっていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○1番（向井 正君）

協議会のほうはまだ開かれていないということで、いずれにいたしましても、この空き家対策を進めていくために、計画書の策定であったりとか、必要な事項の取り決めですか、そういったものをこの協議会のほうである程度図っていかないと進まないということだと思うんですよ。だから、協議会のほうは早く進めていただいて、計画書の策定であったりとか、そういったものを早く決めていただきたいと思います。

それと、危険な空き家に関しまして、これは従来より課長のほうでも5件ほど町内に特定空き家に該当するんじゃないかという話も伺っておりました。これについても、先ほどちょっと説明があったんですが、協議会のほうで基準を設け、判定、認定ということでない、その先の助言指導、そういった方向にも進められないと思うんですよ。特にこの危険な空き家というのに関しましては、現況として、環境悪化とか害虫の発生、それから雑木、雑草の繁茂といった、まさに住民の安心・安全を損なうおそれもございますので、早急な対応が必要かと思うわけでございますが、その辺についてお考えをお伺いします。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員もおっしゃいますとおり、先ほど来、私も個別の対応という形で答弁をさせていただきました。特に特定危険空き家として私が以前から5件ほどあるということで、区長様

あたりからの情報提供、それから、私どもの現認等も含めまして確認をしているところでございます。

議員おっしゃいますとおり、特定空き家であるかどうかということの判定というところが、やはり協議会、先ほどおっしゃいますとおり協議会等で認定、ランクづけという、私、表現いたしました、やっぱり認定を受けて特措法に上げられる危険空き家というようなランクづけがあって、それからやはり指導、勧告、命令というふうな形でずっと動いていくという形になってきますので、私どもが今、課でも考えておりますが、今、システム化に向けまして業者選定をいたします。その中でも同時進行と言っているのは、もうその時点で協議会の設置に関しての、先ほど申しました、もう少しやはり有識者、地権者の方たちをふやしてメンバー構成をしていくというような形のところも含めたところで協議会設置を早々に立ち上げたいというふうに考えております。

立ち上げると同時に、要するに意向調査にもその地権者の方たちをランクづけしたところに入らせていただきまして、そして、どういう方向に、空き家バンクのほう、有効利用のほうへ持っていくのか、またはやはり指導勧告という形で空き家を撤去する方向に持っていくのかというふうな方向性を持つためにも、協議会を早く立ち上げということを私どもは念頭に置いておりますので、早急に取りかかっていきたいというふうに考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○1 番（向井 正君）

やはり条例も施行されたわけでございますので、この計画書の策定、必要な事項の取り決め、それから状態の悪い空き家の処遇など、今後の空き家対策を推進していくためにも、なるべく早く協議会を開いていただいて空き家対策を進めていただくようお願いいたします。

この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨 2、空き家バンク制度設置はについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。質問事項 2、空き家対策についての要旨の 2 でございます。空き家バンク制度設置はという御質問でございます。

先ほど要旨 1 の中でもお答えをしました関係にもかかわっているところでございますが、空き家条例の施行後の対応の中で説明いたしました空き家所有者への意向調査の結果、ここが非常に大事なところと考えております。所有者が売却や貸借を希望する場合につきましては、空き家の利用を希望する側とのマッチングが可能となるよう、空き家バンク制度を創設すること、これが大事かと思っております。既存空き家の有効活用、または新たな空き家の発生を抑止につながるというふうに考えております。

今回、空き家情報のシステム化を踏まえまして、先ほど申しましたとおり、同時進行という形で、同時に空き家協議会の設置にも着手を予定しているところでございます。

空き家バンク制度の導入につきましては、所有者の意向調査の結果の確認や協議会委員としての民間業者、不動産の鑑定士、宅地建物取引業組合等の意見聴取を踏まえて、町といたしましては、所有者と宅建業者等の橋渡しの、これは当然にして所有者の同意をもとにということでございますが、役割を持ち、法律の適用範囲におきまして、行政と民間業者との連携を持ち、空き家バンク制度が不備なく機能する要綱の整備に着手をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

私からの回答は以上でございます。

○1番（向井 正君）

データベースのシステム化と同時に、この空き家バンクのほうもということでございますが、この空き家バンクの設置につきましては、以前にも私、質問しているのでございますが、多分、昨年12月時点で、町内には約110件の空き家を把握されているということで、その後、流動的に動いているということも2月の答弁でお聞きしているところでございますが、空き家の中にも、今すぐにでもそのまま住めるような空き家であったりとか、それから、いわゆるリフォームですか、少し手を加えれば十分住める空き家といったものも多いのではないかなと思うわけでございます。そういった空き家の所有者の中には、例えば管理がやっぱり大変で、借り手や買い手を見つけないけど、どうしたらいいかわからんとか、今後、子供と同居をするので、今の家に住んでくれる人を探したいといった方も多いかと思います。そういった反面、自然豊かな上峰町に移住、定住というものを希望される方もおられると思いますし、そういうときに自治体が紹介窓口で空き家の情報提供を行うということは、所有者にとっても利用希望者にとっても安心感と安堵感、信頼というのがあると思います。そういった意味でも、この空き家バンクの設置というのはスピーディーに進めるべきではないかなと思うわけでございますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質疑でございます。

議員おっしゃるとおりでございます。私ども、抜き打ちではございますが、何件か立派な空き家、先ほどから言われているような、今にでも住めるような空き家等々がたくさん町内にはあります。そういった方たちの、所有者が近くにいる方たちの御意見等を伺っても、やはり有効な利用ができればというような声も多々伺いますので、そこには最新の情報をやはりどうしても集める必要がございます。それをシステム化した中でランクづけ、それからランクに応じた、バンクにいくのか、解体のほうにいくのかというふうな、その特定をきちっといたしまして、やはり空き家バンクのほうにいくということで、貸借の御希望、または売買の御希望等の有効利用の方向へいくほうということで、本人さんの意向をきちっと固

めたところでそのバンク制度を有効利用させていきたいというふうに考えます。

当然このバンク制度、立ち上げただけでは非常に有効に利用できるかというようなことが当然出てまいります。そのためには、今後やはりそのバンク制度を立ち上げた段階におきましては、どういうふうにして——先ほど議員おっしゃいましたとおり、行政が仲介役として入ります。仲介といいますか、情報提供という形をとらせていただきます。そういった安心感というのは、やはり貸し手側、または借り手側にもあると思います。そして、町が抱えております民間の業者であるということであれば、ましてや安心感は増すのではないかなというふうに考えます。

そういったことを考えますと、空き家バンクの制度につきましても、こういった手法でこういった上峰町内の空き家の情報の提供を、今後、広報、またはホームページとかインターネット等を使いまして、どういうふうにして皆さんにお知らせをしていくかというふうなところまで考慮をしていきたいというふうに考えております。なるべくこの辺もスピーディーにやっていきたいというふうには考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○1番（向井 正君）

いずれにいたしましても、空き家というのは適切な管理ですか、例えばたまに空気の入れかえをしてあげるとか、そういうことをしていないと、急速に劣化も進んでいって、また、景観も悪くなるだけではなくて、地域の安全な生活を脅かす状況にもなろうかと思います。このバンクの骨格要綱については課長のほうで策定を進められているということですし、今後このデータベースのシステム化ということも取り入れられて、空き家バンクの設置に向け取り組まれると思いますが、いつごろをめどにこの空き家バンクの設置を計画されているのか、そのめどぐらいをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。バンク制度の設置の時期ということでございます。

私、今、なるべくスピーディーにというような表現をいたしました。一応今回、業者委託によって、事業計画、直前のところまでは今年度中にいきたいというふうに考えております。

バンク制度につきましては、一応先ほど議員おっしゃいましたとおり、空き家バンク骨格につきましては大方の策定をしているところでございますので、一応、今年度末ぐらいを個人さんの意向調査にあわせまして、意向調査終了後にはランクがある程度出てまいります。その時期に合わせたところで、一応バンクの設置要綱等の制定という形をとればというふうに考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

今年度中ぐらいにはということですのでよろしいですね。とにかくこの空き家が有効活用できるようになれば、定住対策ももちろんでございますが、地域の活性化にも必ずつながると思

ますので、やっぱりスピード感を持って空き家対策の推進、空き家バンクの設置に向け取り組んでいただくようお願いいたします。

以上でこの項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、鎮西山の環境整備について、要旨1、アスレチック広場の改善はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の3、鎮西山の環境整備について、要旨1、アスレチック広場の改善はについて答弁をいたしたいと思います。

議員の冒頭の御質疑にもございましたが、アスレチック広場の施設の大半が木製であることから老朽化が進んでおりまして、その点について御心配をおかけしております。この点につきましては、まず、昨年度、アスレチック広場内の案内板や注意書きにつきまして補修を行ったところです。

それから、老朽化に伴いまして、特に遊具の安全性については、我々も非常にあそこを担保しなければならないという認識でおりまして、毎年、遊具の点検、診断を行いまして、必要に応じて修繕を行っているところでございます。しかしながら、遊具の中には老朽化によって修繕自体が難しいものもございまして、これらにつきましては、最終的には撤去するか、新しい遊具への入れかえが必要になるものと思っております。

ただ、いずれにしましても、多額の費用を必要とするため、対症的に入れかえ等を行うのではなく、今後の鎮西山全体の再整備の中で、このアスレチック広場の位置づけも含めて十分な検討をすべきと考えております。

こうしたことから、現在のところ一部遊具につきましては暫定的に使用禁止の取り扱い等をしておりますけれども、今年度は招聘した外部専門家による助言や先進事例の調査などを通じて、このアスレチック広場のあり方についても一定の方向性を出していきたいと考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

改善について今御説明いただきましたけど、まず、案内看板についてちょっとお伺いしたいんですけど、先ほど同僚議員からもお話が出ていたのでございますが、アスレチック広場の入り口を入った右側のほうに新しく大きな看板が設置されておりますが、この内容が、鎮西山の全体的な案内板となっておりますね。以前は大きな看板が、アスレチック広場内の遊具の案内図であったと思うのですが、なぜここに鎮西山の全体的な案内図が設置されたのか。やはり全体的な鎮西山の案内図でございまして、鎮西山の入り口付近に設置されるのが適

当ではないかと私は思ったのでございますが、何か考えがあつてあの場所へ設置なのか、まずお伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほどの御質疑の中で御指摘がございました、アスレチック広場の入ってすぐのところにございます案内板については、従前と内容が変わっているというお話ございました。以前は確かにアスレチック広場の中の案内図になっておったと思いますが、それが非常に今老朽化をしまして、そこを補修したわけでございます。その補修に際して、内容を今回、公園全体の案内図に変えたわけでございます。確かに広場内の案内図にしておいたほうがよかったのかもしれませんが、我々の中で、検討の中で、そこにおいても、広場から山頂に行ったりとか、あるいは五万ヶ池に行かれる方もいらっしゃるの、そこに公園全体の案内があつてもよからうというちょっと議論がございましたので、そういった補修をさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

鎮西山の全体的な案内看板となっておりますので、やはり入り口付近に設置されるのが適当ではないかと思しますので、今後、適所に設置を考えていただければと思います。

それから、アスレチック広場の改善ということで説明もいただいたのでございますが、現在の状況といたしましては、遊具のほとんどが使用禁止の張り紙が張っており、他の遊具にしても、鉄柱がさびついておったりとか、木製の遊具にしても劣化が進んでおり、あのままだとますます荒廃というものも進み、鎮西山のイメージと申しますか、全体的な環境悪化にもつながりかねないかと思うわけでございます。そういった意味でも、そろそろアスレチック広場の全体的なリニューアルと申しますか、やっぱり子供たちが安全で安心して楽しめる空間づくりといったものが必要かと思ひます。

これ、例えばでございますが、今、大変人気がありますスポーツクライミングの一種で、今度の東京オリンピック・パラリンピックの種目の一種にも取り上げられておりますが、御存じかと思いますが、ボルダリングというスポーツがございまして。人工壁を、ホールドとって、突起物ですか、そういったものをつかんで登るというスポーツでございますが、子供たちにも大変人気があるということなんです。ホールドとって、突起物を変える、位置を変えることで初級者から上級者まで楽しめるということで、またこのボルダリングというスポーツは、思考力とか、あと想像力、体のバランス感覚、それからストレス解消にも大変効果があるということでございます。子供たちの心身の成長にも必ずつながってくるのではないかと私は思うわけでございます。

今後、専門家に相談の上ということも先ほどお聞きしたわけでございますが、アスレチック広場の再生改善ということを考えられる際には、構想の中の一つにこういったことも取り

入れてもらえればアスレチック広場の活性化にもつながってくるのではないかと思いますので、その辺のお考えをお伺いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

初めの答弁の中で、今後、鎮西山の再整備に向けた検討を、今年度、外部の専門家を招聘して行っていく旨の御説明を差し上げたところです。

このアスレチック広場に関しては、単に原状回復的なことではなくて、やはり今のいろいろなお子さんたちの興味、関心であるとか、あるいは先ほど議員もおっしゃったようないろんな流行といいましょうか、トレンドといいましょうか、そういったものもあると思いますので、そこを含めて議員が御提案があったボルダリングも含めて、あるいはほかにはパークゴルフ場があったらいいんじゃないかなろうかとか、さまざまな御意見も、昨年度来、ふるさと振興会議の中でもさまざまに御意見をいただいておりますので、そこは幅広い選択肢の中から鎮西山に最もマッチした方策で、アスレチック広場も含めて再整備に向けた検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

いずれにいたしましても、現在のアスレチック広場の状態ではとても子供たちが安心・安全に楽しめる状況ではないと思いますし、保護者の方も子供を連れていこうという環境でもないと思います。やはり自然環境の鎮西山のいいところに広場がございますので、子供たちが安心・安全に楽しめる、そういった空間づくりというものを今後考えていただくようよろしく願いいたします。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時55分まで休憩いたします。休憩。

午後2時38分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問事項4、採択された請願の取り扱いについて、要旨、昨年9月に採択された鳥越地区の土水路改修の進捗はについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

向井議員の質問事項４、採択された請願の取り扱いについて、要旨１、昨年９月に採択された鳥越地区の土水路改修の進捗はという質問に関して答弁いたします。

昨年９月に採択された当該請願については、振興常任委員会の請願審査において一部採択すべきものとして、水路整備の部分についての採択となっているものと認識しております。

まず、当該水路は、住宅地と山林に挟まれている水路幅が90センチから１メートルの土水路であり、容易に建設機械が近づけない場所となっております。当該水路が農業用排水路ということで、現在、水の流れを切りかえることも視野に入れて、施工方法の検討を行っているところであり、施工方法決定後は速やかに工事費の算定を行い、予算補正のお願いを考えるとところでございます。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○１番（向井 正君）

請願の水路でございますが、いまだ土水路のままだということで、それによって水路に隣接しております民地に対しても、侵食の影響を及ぼしている状況でございます。

また、長年の少しずつの侵食によって、先ほど90センチとおっしゃいましたけど、水路幅自体も少しずつ狭まってきておりまして、昨今の予想を超える大雨とか鑑みますと、増水による越水とか、先ほど民地のほうの話も出しましたが、小山になっておりまして、そちらのほうの土砂崩れ等による災害というものも否めないわけでございます。

水路と隣接しております家の住民のお話でも、何せとにかく大雨になると、心配で心配で夜も眠れないというお話も伺っております。災害が起きてからでは遅いと思いますので、この土水路の改修については早急に対応が必要かと思うのですが、もう一度答弁をお願いいたします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま向井議員のほうから、早急に対応が必要ではないかということでの質問があったかと思います。そのことについて回答させていただきます。

現在、先ほど申しましたけれども、こちらに入る余地がないということで、施工方法を検討している段階でありまして、一番費用が少なくて、最大の効果を生めるような工法を検討した上で、施工を速やかにやりたいと思っております。

何分にも予算を伴うものでありまして、今現在、検討している段階であって、次回の予算補正でお願いをしていきたいと思っております。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○１番（向井 正君）

施工方法とか予算計上等を次回までに行って、なるべく早くということでございますが、まず、この土水路の侵食によって、やはり水害とか土砂崩れといった災害の発生となると、

何かしら町のほうにも責任が及んでくるかと思いますので、改修の実施計画に向け、ぜひ対応を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで1番向井正議員の一般質問が終わりました。

それでは、通告順のとおり、4番碓勝征君より一般質問をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんこんにちは。4番碓勝征でございます。3問質問してまいりたいと思います。

まず、ふるさと納税についてということで、さきに同僚議員の質問がございましたけれども、私なりに質問させていただきたいというふうに思います。

まず1つ目に、総務省よりの要請の対応はということでございます。

これにつきましては、この要請というのは強制的なものであるものか、それについて対応できない自治体にはペナルティーがあるのか、そういうことについて反論意見が述べられる機会が与えられているのかどうかをお伺いしてまいりたいというふうに思います。

このふるさと納税につきましては、当局のほうの御努力によりまして、我が町の大きな財源確保になっているというふうに思います。もちろん、27年9月からスタートでございましたけれども、それ以前にある程度の財政力の回復はあっていたかというふうには認識をいたしております。そういうことで、まず、そこら付近の対応をお伺いしたいというふうに思います。

2つ目に、納税額、いわゆる寄附額を確保するための方策ということでございます。

これにつきましては、今回、補正予算等々で130,000千円ですか、大きい金額が示されているわけでございます。このことにつきましても、若干説明を受けましたけれども、再度お伺いしながら質問申し上げたいというふうに思います。

次に、2番目に、耐震診断等ということでございます。

これにつきましては、去る2011年3月に発生しました東日本大震災、いまだに——もとい、当初、避難者が47万人という大きな避難者が発生をしたわけでございます。6年経過した現在も、9万6,000人の方が避難生活をされているという現状がございます。

さらに、昨年4月には熊本地震、同一地点で震度7に2度も見舞われるという震災が発生をいたしまして、225名の方が犠牲になられたと。さらに、住宅の全半壊は4万2,000棟超えの災害発生となったわけでございます。

東日本、熊本地震で被災された皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

そこで、1つ目に、町内の公共施設の診断、改修等々の内容はということで、資料をいただいておりますので、資料の説明を受けながら質問してまいりたいと思います。

2 番目につきましては、診断のいわゆる補助金ですね、対象範囲とか、そういうのをお聞きしたい。

3 つ目が、それに要となった場合、補修補強工事の取り扱いはどういう形になっていくのか、お伺いしていきたいというふうに思います。

それから 3 つ目に、道路改修等についてということでございます。

これにつきましては、私たち議員は町民の代表として、町民の声を、切実な思いに応えるべき立場である者だと認識いたしております。そういう中で、私が要望等をやった事柄等々につきまして、現在の経緯、経過内容につきましてお伺いをしてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項 1、ふるさと納税について、要旨 1、総務省よりの要請対応はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の 1、ふるさと納税の活用についての要旨 1、総務省よりの要請対応はについて答弁をしたいと思います。

まず、この総務省通知の対応につきましては、午前中の田中議員への答弁で触れましたとおり、基本的にはこれまでどおり、この総務省通知の内容については留意をしながら対応することとしておりまして、まずは高額な返礼品の取り扱いを中止したところでございます。

ただ、繰り返しになりますが、返礼品を 3 割以下とするという点につきましては、製品の内容量の調整ですとか、また、パッケージの変更、それから、生産供給体制や仕入れにかかわることもございますので、見直しに時間がかかっているという状況でございます。

それから、碓議員のほうから、今回の総務省通知の性格が強制か、また、ペナルティーがあるかというお尋ねでございました。この通知というのは、従前、いわゆる通達と言われておりましたが、現在は地方自治法上の技術的助言という位置づけになっておりまして、これは一般的に法的拘束力がないとされておりますので、強制ではなく、したがって、ペナルティー等はございません。

以上でございます。

○4 番（碓 勝征君）

ただいまの創生室長のお話では、この通達、いわゆる助言等に解釈できるような事柄で、ペナルティーはないというようなことでございます。

各自治体の状況を新聞の情報で見えますと、継続するとか、いろいろ検討中であるとかいうような事柄等々ございますようでございます。しかし、国から、総務省からの助言通達ということでございますので、ある程度従わなければならないような状況下にあるかなというふうに思いますけれども、これは、私は各自治体の自己努力をもって、現在のふるさと納

税の確保等々がなされているということもあると思います。

もう一つは、東京一極集中を各地方に分散するという意味合いからも、地方創生の一環の中身として、東京から各地方へお金を移そうということで始まった、私はふるさと納税であるというふうに理解をいたしております。

現在、都会がこのふるさと納税実施によりまして、いわゆる関東方面ですが、関西もあるかと思いますが、地方に流れ過ぎて、そういう関東等々が減収状況に陥っているんじゃないかと、そういう中で、私の思いがどうかと思いますけれども、国が地方に私は圧力をかけてきたんじゃないかなと、そういうふうに若干思うわけでございます。

もともとのふるさと納税の趣旨というのが、私は東京一極集中から地方に回すということによって、地域の活性化とか、そういう等々になっていくんじゃないかというふうに感ずるわけでございますので、もちろん方向性につきましては、室長のほうからのお話では、いろいろ既に発注したとか、契約をしておるとか、そういう中身等々があるので、一気に云々ということのようでございますけれども、私はある程度——もちろん、調達品の品目については理解できるような部分もございますので、それについては高額商品とか、商品券とか、そういうこと等については若干見直しは必要があるかなというふうに思うわけでございますけれども、この率については、私は3割にすることによって寄附額が減少することにもなるかもしれませんけれども、それはそれとして、じっくりとこの調達費用3割の取り扱いについては、首長、町長なり関係者の皆さんで十分議論していただきたい。そうすることによって、我が町の財源確保が継続されるんじゃないかというようなこと、そういう思いがございまして、そこら付近を一言いただきたい。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

淀議員からの御質疑の中で、このふるさと納税制度が設けられた経緯としまして、都市部と地方の格差の是正というのがあったのではないかと御質疑であったと思いますけれども、確かにそういった経緯があったというふうに思いまして、さまざま自治体によっていろんな考えがあろうかと思いますが、やはりそこはふるさと納税のありようというものを、地方自治体が主体的に考えることも必要ではないかという動きが出ております。

先般、福井県庁のほうで事務局を務められる形で、ふるさと納税の健全な発展を目的とする自治体連合というのが発足しまして、この上峰町もそこに参加をするようになりました。そういった自治体連合の場でも、さまざまな各自治体の意見もお伺いしながら、ふるさと納税のあり方について、私たちも検討、それから、主張すべきところは主張をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（淀 勝征君）

ぜひそういう意見交換の場と申しますか、議論する場がございましたら、ぜひともそうい

う思いをですね、各自治体のとるべき立場と申しますか、特に我が町は実績を上げて、当局の皆さんの御努力をいただきながら実績が上がっておるということで、ぜひともこれは維持をしていただきたい。

もちろん、今回の補正で上がっておりますような手だても準備されておるようでございますので、この総務省からの助言についての各自治体の意見交換の場があれば、ぜひとも各自治体の実績等々、そして、今後についても、これを機軸にして行政運営をやっていくということでいくなれば、私は調達返礼品の調整は若干出てくるかと思えますけれども、率の3割以下にとどめなさいという助言と申しますか、通達されたような内容には若干異論を唱えるものでございますので、そこら付近は創生室長、会議の場があれば、ぜひとも自治体の中での、私たち議会の一議員の意見がこういうふうにあったというようなこと等もぜひ主張してもらいたいということをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、答弁は。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

要旨2、納税額（寄附）確保するための策はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

引き続きまして、要旨の2、納税額（寄附）を確保するための策はについて答弁をいたしたいと思います。

ふるさと納税は寄附制度でございますので、基本的には寄附者の御意向によるものでございまして、その前提としては、できるだけ多くの人に本町や本町の取り組み、また、特産品たる返礼品について知っていただき、賛同を得ることが必要と考えております。

こうしたことから、これまでふるさと納税受付サイトの掲載につきましては、極力写真や説明文に工夫を施し、本町の取り組みや返礼品のよさや魅力が伝わるよう努めてまいりました。また、昨年度からは、WEBプロモーションといたしまして、サイトの利用状況等の分析とともに、ネット広告や特集サイトを通じた寄附者の誘導、そして、年賀状送付等にも取り組んでまいりました。こうした取り組みが功を奏しまして、昨年度はおよそ4,570,000千円の寄附をいただいたところでございます。

しかしながら、このところ、ますます自治体間の競争が激しくなっておりまして、本町の場合、ふるさと納税の好不調の一つの目安でございます、ふるさと納税受付サイトの本町のサイトの閲覧数の順位が徐々に低下しているという状況もございます。こうしたこともありまして、WEBプロモーション受託業者のほうからは、種々の調査、分析結果をもとに、これまでに本町に寄附をいただいた方をきちんと管理し、適切な対応を行うことでリピーターとなっていくことや、口コミ発信を促すことが必要と、また、リピーターとともに、新規に寄附を御検討される方も対象に、そのPR広告に一定程度の費用をかけることが必要と

いう助言をいただいているものでございます。

こうしたことから、今議会におきまして、寄附者の適切な管理、対応のためのCRM導入業務委託及びPR広告料につきまして、予算をお願いしている次第でございます。

以上でございます。

○４番（碇 勝征君）

我が町の税収額は、27年の決算で13億円でございます。27年度が納税額が20億円、28年度が45億円、本年度が40億円を見込むという、このふるさと納税額の成果と申しますか、そういう実績が出ておるわけでございます。

このすばらしいふるさと納税を継続し、しっかりと我が町に寄附していただく方の継続をいただくような方策ということで、今、室長のほうからございましたけれども、私は、寄附者の皆様へ、この実績をつなぎながら、例えば、活用内容の報告、ふるさと納税便りとか、そういうこと等も発行したらどうだろうかということも思いますし、今、室長のほうからありましたように、寄附をされた顧客の皆様へつなぎをするということもお話ございました。私は加えて、このふるさと納税の内容、結果を便りとして発行したらどうだろうかというふうなことも思いますし、そうすることによって、上峰町に対する関心をですね、引き続きこちらのほうに寄附していただくような、そういうこと等も必要じゃなかろうかというふうに思います。

いずれにいたしましても、全国市町のふるさと納税額につきましては、すばらしい財源確保につながっておるというふうに思います。これがいつまで続くかというのはわかりませんが、現時点で自己努力というのはしっかりとやりながら、この納税額の確保に向けて自己努力をすべきであるというふうに思いますので、そこはしっかりと、今、室長から申されたとおり、今回の補正で広報PR等の予算も計上されておるようでございますので、ここはしっかりと実行して、早期に実行していただくことによって、我が町の方向性にもつながるし、財源確保にもつながるというふうに思いますので、そこら付近も一言お願いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほど碇議員から御質疑がございましたように、このふるさと納税ですね、大変多くの寄附をいただいております、会計に占めるウエートも非常に大きいものがございますから、引き続きしっかりとこのふるさと納税に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、特に議員からもございましたが、これまでに寄附をいただいた方との関係をより強固にするという意味で、寄附金の活用内容ですね、例えば、ふるさと納税便りというふうな形でお送りすることも、まさしくCRM導入業務の中で考えておきまして、どういうふうに寄附を使っていくか、その内容をきちんと寄附者の方にお伝えすることによって賛同を得て、さらに他の方にも口コミで発信していただけるようになれば、さらに本町への寄附が

引き続き確保できるものというふうに思っておりますので、引き続きそこはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。（「次へ」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項 2、耐震診断等について、要旨 1、町内公共施設対応はについて答弁を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

皆さんこんにちは。私のほうから、碇議員の質問事項 2、耐震診断等について、質問要旨 1、町内公共施設対応はとの御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、町全体の公共施設の対応状況というものの御報告をいたしたいと思います。

お手元のほうに、「平成29年 6 月定例議会一般質問資料 碇議員 2－(1)」という資料をお配りしております。公共施設耐震診断状況一覧表ですが、担当課ごとに施設名、建築年度、耐震診断の要、不要、耐震補強の実施、未実施、補助金の有無をまとめております。

耐震基準のほうは昭和56年に大きく改正をされまして、より安全性が増した新耐震基準というものが施行されております。現在は、この基準以前の建物について耐震診断等を受けるように国のほうも進めておるものでございます。したがいまして、建築年度が昭和56年以降の施設につきましては、耐震診断欄のほうに不要という表記をいたしております。

各課より報告をされております町内公共施設につきましては、現在、45施設ありまして、昭和56年度以降の建築が30施設、それ以前が15施設というふうになっております。

耐震診断の進められております昭和55年度以前建築の15施設につきましては、表のほうになります。建設課所管で、左側番号の 5 番から 8 番の町営住宅関係、こちらのほうが要診断で未実施、次のページになります。教育課所管で、23番から25番、27番、29番から31番、こちらの学校関係につきましては診断実施済みということで、耐震補強のほうにつきましても、いずれも文教施設整備費国庫負担金を活用しまして実施済みとなっております。

また、そのほかの施設につきましては、耐震補強が不要ということになっております。

また、次のページのほうをお願いいたします。

生涯学習課の所管で、35番から37番の体育施設の関係が要診断で未実施、補助金としましては、社会資本整備総合交付金のほうが活用できるということでございます。

最後になりますが、財政課の所管で、42番、農村集落多目的研修集会施設、こちらにつきましては平成26年度に実施済みということで、耐震補強につきましては不要となっております。

以上でございます。

○4 番（碇 勝征君）

ただいま課長のほうから御説明を受けました。昭和56年に改正がありまして、新耐震性の

基準が改定になったということで、それを基準にして、それぞれ示されておるようでございます。

耐震診断が必要な箇所と未実施につきましては、これはぜひとも早急に、町民の安全・安心を確保する上からも、早急にこの取り組みにつきましては計画を立てて実行していただきたいことをお願いをしておきます。

○財政課長（高島浩介君）

先ほど淀議員のほうから御指摘がありました未実施の公共施設につきましても、今回、うちのほうで公共施設の総合管理計画というものを28年度で策定しております。その中で、今回、インフラ関係の各所管の省庁から個別の実施計画というものの策定が求められておるところでございます。

先ほど小学校のトイレの改修等々で、教育課長のほうからも答弁がありましたが、各所管ごとに個別の実施計画の策定が、年度等は確定されておりませんが、補助事業等の活用をする場合については、必ずだんだん義務づけがされてくるものかと思っております。

今、未実施のところにつきましても、基本的にはこういう改修を当然していかなければならないというところで、そこにつきましては、所管の省庁のほうよりマニュアルガイドラインの作成等々も含めたところで、今から指示が出てくるものかと思っております。

以上でございます。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、要旨2、診断補助内容について答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

淀議員の質問事項、耐震診断等について、要旨2、診断補助内容という質問に関して答弁いたします。

まず、耐震診断補助の対象となる建物の規定についてですが、昭和56年5月31日以前に建築着工されたものが個人所有の木造専用住宅が対象となります。

次に、耐震診断補助対象事業費関係ですけれども、建築図面がある場合は限度額が60千円、建築図面がない場合は90千円というふうになっております。

耐震診断は佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士に依頼することが条件となっており、補助の内容、内訳についてですが、事業費に対する補助率で、国が12分の4、県費補助12分の3、町が12分の3ということで、個人の負担する割合は12分の2、いわゆる6分の1ということになります。仮に図面がない場合の限度額90千円で試算しますと、個人の負担額は15千円ということになっております。

最後に、この補助に関して、佐賀県と市町が協力して、通常の補助率を臨時的にかさ上げして、今年度行っております。このかさ上げ分につきましては、平成30年度までの期限つき補助となっており、31年度以降につきましては、通常の補助率へ戻る予定となっております。

通常の補助率に戻った場合は、限度額が134千円と上限が高くなるものの、国の補助率が12分の4は変わりませんが、県及び町合わせて12分の4と補助率が下がりますので、個人負担分は12分の4となり、総事業費の3分の1を個人が負担するということになります。

以上、碇議員の質問の答弁を終わります。

○4番（碇 勝征君）

対象年度といいますか、昭和56年以前ということのようでございますけれども、通常、木造住宅の寿命は30年と言われておるようでございます。56年基準はもちろん尊重すべきかと思っておりますけれども、できたら、30年寿命ということからいけば、四、五年はもう少し延ばしてもらってできないものか。どうしても国、県からの助成を受ける場合は、今、課長のほうから申された料率ということでございましょうけれども、56年以前といえ、対象がなかなか限られてくるかと思っておりますけれども、木造住宅の寿命が30年ということのを頭に置くなれば、若干対象年度を繰り上げてもらうということができないかどうか、ちょっとお伺いしたい。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま碇議員のほうから、年度を五、六年延ばしてくれないかということでの質問だったかと思っておりますけれども、今回の補助、予算計上させていただいておりますけれども、国の基準に基づき、県費補助、町の補助ということで、かさ上げ分を入れたところで計画しております。5年分となりますと、補助の対象から外れるということになりますので、丸々町費での補助を考える必要があり、これにつきましては、上司のほうとも相談をしながら、やるやらないも入れたところで検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁を終わります。

○4番（碇 勝征君）

この耐震の対象の中身ですね、これはいろいろ見てみますと、柱とか、壁とか、限定されたものになるかと思っておりますけれども、この対象範囲の中の物件——物件というか、箇所ですかね、ここはどの範囲になるものか、お伺いしたい。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま碇議員のほうから御質疑がありました対象の範囲はどの範囲になるかということでございますけれども、まず、耐震診断を行うに当たって、壁、あと天井など、いろいろな部分の構造等を判定されます。判定された中で、どの部分——その判定の数値がございまして、判断基準という。で、判断基準が1と、レベルとしますと、その1を下回っている0.8とか0.5とか、そういった数字が出た場合に耐震改修の必要があるということになるわけでございますが、その耐震改修の必要となる部分につきましては、壁であるとか、天井であるとか、あと基礎であるとか、総合的に判断をされますので、どの部分ということに限らず、全てが改修の対象となるということで御理解をお願いいたします。

以上、答弁を終わります。

○４番（碇 勝征君）

いずれにいたしましても、この地震発生というのは、いつ、いかなるときに発生するかわかりません。ぜひこの耐震診断につきましての取り扱いについては、ぜひ町民の皆様にとりかかりとPRなり、お知らせ等々やっていただきたいと思いますし、先ほど申し上げましたこと等も一考していただきまして、この耐震、いわゆる地震から守るということの趣旨をしっかりと頭に置いて、PRなり耐震診断の実行については努力していただきたいというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

次、行ってよろしいですか。はい。

質問要旨３、補修（強）施工はについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

碇議員の質問事項、耐震診断等について、要旨３、補修（強）施工はという質問に関して答弁いたします。

耐震診断を行うことが大前提となりますけれども、耐震診断の結果、耐震性が不足していたという場合、耐震補強工事を行うこととなります。必ずしも耐震性が不足していたからといって補強工事を強制されるものではなく、個人の判断に委ねられているものでございます。

この耐震補強工事につきましても補助制度が設けられており、工事費用の23%が補助される制度となっており、補助の内訳につきましては、国が11.5%、県と町合わせて5.75%という補助になっております。

また、改修工事の限度額は、１戸当たり3,574千円ということになっております。

この事業については、現在、当町のほうで計画はございませんが、耐震診断の状況を見て、今後、事業検討を行っていく必要があると考えております。

以上、碇議員の質問の答弁を終わります。

○４番（碇 勝征君）

耐震診断を受けた中で、もちろん必要であるという結果が出た中での取り扱いということで、もちろん強制されるものじゃないということのようでございますので、これにつきましても、ぜひ町民の安全・安心を守るための施策でございますので、しっかりと町民の皆さん等々へこの制度等々のお知らせをしっかりとやっていただきたいということで、要望にかえます。

次、お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

質問事項３、道路改修等について、要旨、要望等の経緯・経過内容はについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

碇議員の質問事項３、道路改修等について、要旨１、要望等の経緯・経過内容はこの質問に対して答弁いたします。

一般論でございますが、提出された要望書及び口頭による要望等については、現地を確認した上で要望内容の精査を行い、緊急性の高いものである場合については、早急に対応するように努力しているところであります。

なお、要望内容が相当の事業費を伴う場合もあり、年度内予算にて対応可能な場合もございますが、ほとんどが次年度以降の対応になるということになり、住民の皆様には多大な御迷惑をおかけしているものと認識しております。

過去の要望書などで現在までに対応できていない分もかなりあると思いますので、再度、全要望書等について集約を図り、今後も誠意努力し、住民のニーズに早く対応できるよう努力したいと考えております。

また、採択された請願書につきましては、振興常任委員会からの請願審査報告書の結果に基づき事業計画を行い、策定の完了したものから随時事業実施の検討を行っており、効率のよい補助の模索などを行っているところでございます。

以上、碇議員の質問の答弁を終わります。

○４番（碇 勝征君）

総合的な判断と申しますか、今の課長のほうから、私はもうちょっと私が要望したことについて具体的に出るかなというふうに期待しておったわけでございますけれども、全体的な、いわゆる請願内容等々の緊急性とか、そういうこと等のお話に終わったようでございますけれども、加えて、ここで私、何項目か述べていきたいと思いますので、そこは頭に入れてもらって、どういう形でいくものか、さらに取り組んでいただきたいと思います。

まずは、平成23年８月に坊所、三上等のいわゆる道路改良、通称変則５差路ですね、ここはもう６年を経過いたしております。この紹介議員につきましては、それぞれあの地は三上、上坊所、米多という３行政区が交わる変則５差路でございます。当時の紹介議員として、米多の中山議員、下坊所の原田議員、上坊所の私、碇、そして、請願者は地元の３区長さんでお願いをした経緯があるわけでございますけれども、三好課長は初めてだと思いますので申し上げますと、これは350名相当の町民の皆様から請願同意の賛同をいただいておりますような案件の箇所でございます。米多坊所線、檜寺線、郡境坊所線、下津毛三田川線、それから、交わる県道北茂安三田川線から流入する皆さん、いわゆる５路線に通行する皆さんが長年の懸案事項の危険な箇所の地なんですよ。

これにつきましては、もちろん当時の振興委員会等々で採択をいただき、通行量調査なり、振興委員会の意見等々を受けて３案ができたんですけれども、全く前に進んでない、中身も問題があるような形式のものであったわけですね。もちろん、これは時間が経過していく中で、さきの議会やったのですかね、町長のほうからは再度執行部としても見直したいというよ

うなこと等も言われております。

いずれにいたしましても、緊急性云々ということで課長は申されますけれども、もちろん全体の道路網の効率の高い補助金を対応するというについては、理解は十分いたしております。坊所地区の全体の道路網の問題なり等々ございましょう。しかし、あの地は、見てもらおうとわかりますように、通行する皆さんが前後左右をしっかりと確認しながら通行しなければならないような危険な道路であるし、通常、日常的にどうしても必要な生活道路なんですよ。ここはしっかりと私は再度認識をですね、担当課長がかわりましたので、担当課長の意もありましょう。これはしっかりと当局で取り組んでいただき、もちろん補助対象の関係もございましょう。そこはしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いをいたしておきます。

次に、これもあんまし大きな事案じゃないんですけども、三上住宅4号線、起点側の出入りが非常に不便であるということの声が上がってきて、これも3年以上になりましょう。一応、三上住宅4号線の起点側の南のほうのガードパイプをワンスパン、それはとってあるんですよ。それはいい。ただ、北側のほうが、結局、西から出ていくときに、ガードレールの位置の問題とか、そこら付近で非常に不便であるということと言われておりまして、このこともしっかりと行ってきておりますけれども、この取り組みもうまくいっていない。

それから、三上住宅の中間地点ぐらいですけど、前回の議会で申し上げもしましたけれども、いわゆる側溝の関係で、宅地内に水が浸入してくるという不都合があるということで、この町道につきましては、もちろん東西南北の側溝の調整も必要であろうと思います。ふたなしも結構ございます。そういうこと等で、これも3年、4年経過すると思います。これも頭に置いてもらいたい。

それから、井手口団地2号線、これはいわゆる中の尾団地のことですが、前回でも申し上げました。これについても、国道からの、こうちに流れ込んできて、中の尾団地の東側のちょうどこの2号線ですね、団地2号線、ここにしっかりと流れ込んできて、これの宅地内なり駐車場に入ってくるということで、これはもう中の尾団地が県の住宅供給公社からの整備でございしますが、そうですね、もう二十何年、30年近くになるんじゃないですかね。そういうことで、当初から非常に苦慮している、何で入ってくるのかということで、これにつきましても前回申し上げましたけれども、それ以前も、二、三年前にもこの件につきましては申し上げておりますので、これは記録があると思いますので、これも確認していただき、これの取り扱いもしっかりと取り組んでいただきたい。これはもう補助事業じゃなし、これはもう単独でできると思います。そこら付近を念頭に置いてもらいたい。

それから、もう一つ緑ヶ丘団地南線、これはここ2年ぐらいですかね、延長222メートルございます。起点側から3分の2弱ぐらいは——半分ぐらいですかね、側溝の整備はできておるわけですよ。それで、終点側のほうが未整備。これも町民の方から、何でぐるっと最

後までしてもらえんやろうかという御意見を聞いてまいっております。

これも私は二、三年前から申し上げております。いわゆる平等性、公平性からいっても、この222メーターの、あんまし長い区画でないのも、これは最後まで側溝をですね、途中でストップしておるような状況でございますので、最後まで、終点側まで整備していただくことで通行性の危険性を解除できると、利便性にも関連してまいりますので、ここについては、たしか他の側溝事業と一緒にやるというようなことを聞いておったかと思いますが、それも実行されていないような状況でございます。

もう一点、この井手口団地南線の絡みですけれども、下津毛井手口住宅線がございます。これは南のほうは下津毛のほうからずっと上ってきて、県道を横断して北住宅ですね、北住宅の中央、町道が、見てもらおうとわかりますように、両サイド全然ふたがないんですよ。もちろん、個人で自分の出入り口に小さなグレーチングをはめて通行利用されているというような状況がございます。

これもやっぱり下津毛井手口住宅線の南から上ってきて、県道を渡って、北住宅の両サイドの側溝を見てください。小さい側溝で、やはり両側溝を整備していただきたいということも、これは申し上げておりませんでしたけれども、加えて申し上げますので、そういうこと等々ですね、課長のほうからは緊急性とか、経費の問題、補助金の問題、いろいろおっしゃいましたけれども、これは長年の懸案、住んでおられる町民の皆さんの声として、切実な声として、私たち議会議員は町の代弁者ということで申し上げていくことが仕事でございますので、これをしっかり伝えてきました。で、いまだに取り組み姿勢が見えないような状況等々がございますので、これは方向性をきっちりと目標なり、幾らかでも財政力はアップしたようでございますので、計画的に、早急に、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げます。

一言お願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま碇議員のほうから御指摘がありまして、5路線ほど、ありがとうございました。私のほうの勉強不足で、ここまで認識が足りてなかったことを、まず、ここで謝りたいと思います。

今、御指摘受けました5路線等につきましては、中身を私も勉強しながら、過去の経緯等ございます。そちらのほうを見たところで、今後、予算等々検討しながら、上司のほうと相談して、早急に対応できるものから対応していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

答弁にかえさせていただきます。

○4番（碇 勝征君）

いずれにいたしましても、私たちは町民の皆さんの安全・安心を確保するためのことを積

極的につないでいく立場であるし、その成果をお伝えするようなことにもなりますし、じゃ、その成果の前に、この案件については、どういう形式、年次的に計画等々を示していただきながら、そのことを伝えていく立場でございますので、そこは計画性を持って、内部協議をしながら、その計画的なものを私のほうにお知らせしていただきたい。そのことによって、私たちは伝達する義務がございますので、そういうことをしっかりとお願いをしまして、私の質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで4番碇勝征議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時59分 散会